

狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプラン

狛江市

平成 29 年 3 月

目次

第1章 はじめに.....	- 1 -
1 背景及び目的	- 1 -
2 プランの位置づけ	- 2 -
第2章 避難行動要支援者の支援に関すること	- 3 -
1 支援組織	- 3 -
2 避難行動要支援者名簿の概要	- 3 -
3 名簿に掲載する者の範囲.....	- 6 -
4 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法.....	- 7 -
5 名簿作成等の関係部署の役割分担	- 8 -
6 名簿提供の範囲	- 8 -
7 名簿の更新に関する事項.....	- 9 -
8 名簿の提供に際し情報漏えいの防止措置等	- 9 -
9 要支援者が円滑に避難するための通知又は警告の配慮	- 10 -
10 支援組織に所属する者の安全確保.....	- 12 -
11 支援組織への依頼事項.....	- 12 -
12 支援体制の確保	- 15 -
13 名簿情報の提供に不同意であった者に対する支援体制.....	- 15 -
14 避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結	- 15 -
15 要支援者の災害時集合場所	- 16 -
16 災害時集合場所までの避難路	- 17 -
17 災害時集合場所での引継ぎと見守り体制等.....	- 17 -
18 災害時集合場所から指定避難所への移送方法（震災時のみ）	- 18 -
19 個別計画	- 18 -
第3章 福祉避難所の設置・運営に関すること	- 23 -

1 福祉避難所の概要	- 23 -
2 災害時における取組	- 28 -
3 平常時における取組	- 44 -
資料集.....	- 46 -
【資料1】 狛江市地域見守り活動支援対象者名簿登録申込書.....	- 46 -
【資料1の2】 在宅人工呼吸器使用者用個別計画（狛江市地域見守り活動支援対象者名簿情報管理責任者等登録届（在宅人工呼吸器使用者用））	- 49 -
【資料2】 福祉避難所受入対象候補者状況チェック表	- 67 -
【資料3】 福祉避難所状況報告書	- 69 -
【資料4】 福祉避難所（建物）立ち入り前の安全確認チェック表	- 70 -
【資料5】 福祉避難所開設要請書	- 73 -
【資料6】 福祉避難所避難者受入要請書.....	- 74 -
【資料7】 福祉避難所避難者個別名簿.....	- 75 -
【資料8】 福祉避難所別避難者一覧表.....	- 76 -
【資料9】 災害時の衛生管理の方法.....	- 77 -
【資料10】 要配慮者の特徴と配慮事項	- 79 -
【資料11】 プランの策定体制等について	- 82 -

第1章 はじめに

1 背景及び目的

近年、我が国においては、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震及び東日本大震災に代表される巨大地震並びに広島市の大規模土砂災害の原因となった暴風雨及び豪雨といった激甚災害が発生し、私たちの想像をはるかに超える甚大な被害をもたらしました。

このような大災害においての犠牲者には、高齢者や障がい者等いわゆる避難行動要支援者¹（以下「要支援者」という。）が多くの割合を占めていることから、要支援者が安全・迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが強く求められています。また、平成28年4月に起きた熊本地震では、要配慮者及びその家族、支援組織の構成員を含めた市民に福祉避難所の役割等が十分に周知されていなかったため、福祉避難所が期待された役割を十分に果たすことができず、福祉避難所の体制等の整備が求められております。

このプランは、粕江市地域防災計画の要支援者の支援対策を具体化するものであり、要支援者の避難支援に係る体制、災害発生時の対応、個別計画の作成方針等の基本的な事項を定め、要支援者自身の対策「自助」、地域住民の協力による「共助」を基本として、大規模な地震や風水害に備え、避難支援行動を迅速・安全・的確に行うために、平常時から要支援者の状況把握や避難誘導等の体制等を整備することを目的としています。

併せて、福祉避難所の設置及び運営に関する事項を具体化するものであり、福祉避難所の概要、災害時における取組及び平常における取組に関する基本的な事項を定め、大規模な地震や風水害に備え、平常時から福祉避難所の体制等を整備することを目的としております。

¹ 「要配慮者」と「避難行動要支援者」について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）では、同法第8条第2項第15号で「要配慮者」とは、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」をいうものとしています。また、同法第49条の10第1項で「避難行動要支援者」とは、「市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」をいうものとしています。本プランでは、この2つの概念を使用します。

要配慮者

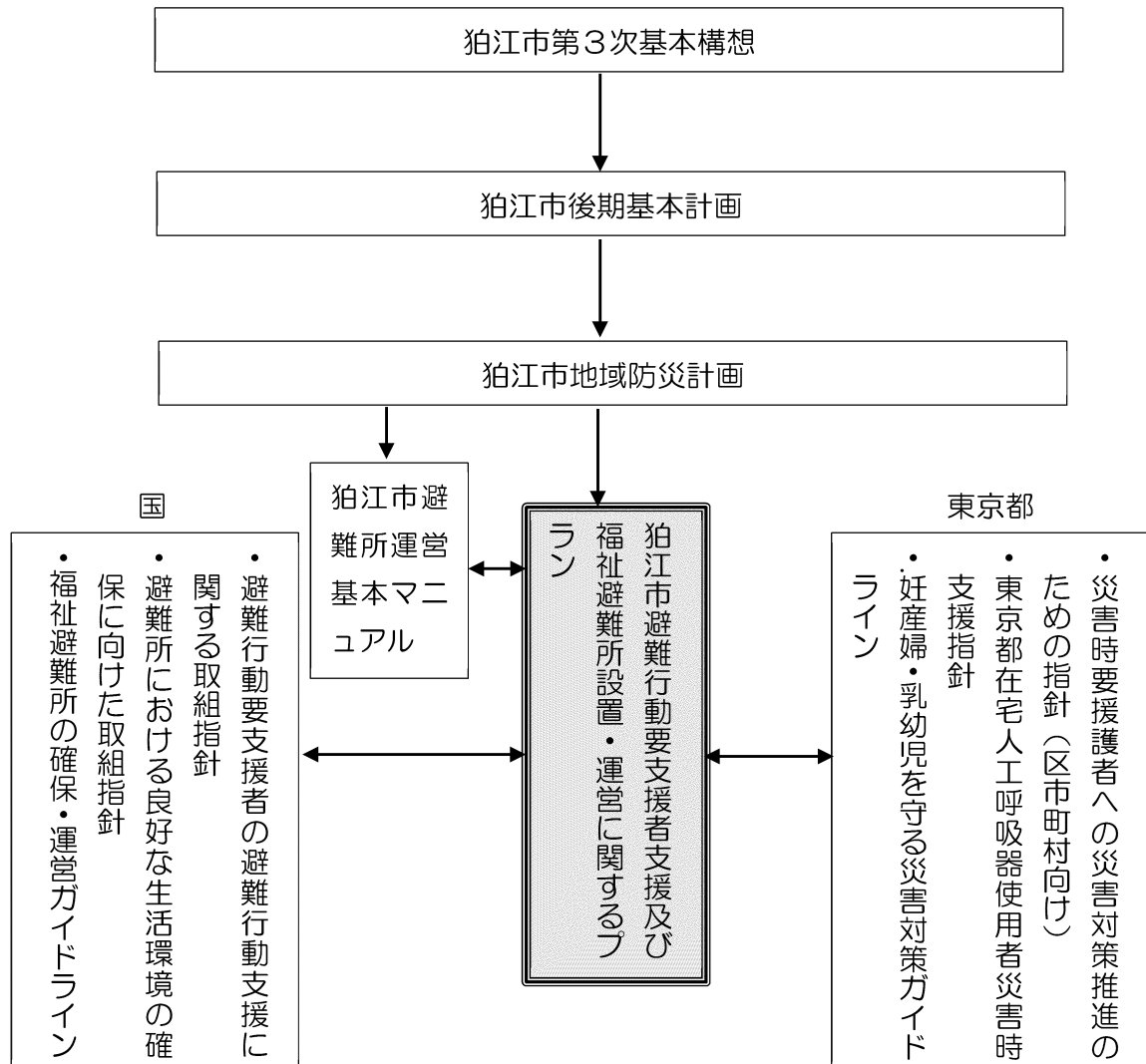
高齢者、障がい者、乳幼児、
その他の特に配慮を要する者
（妊産婦、傷病者、内部障がい者、難病患者等）

避難行動要支援者

市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（具体的には、第2章3で名簿に掲載する者）

2 プランの位置づけ

このプランは、狛江市第3次基本構想（平成 21 年 9 月）及び狛江市後期基本計画（平成 25 年 3 月）を指針とし、狛江市地域防災計画（平成 27 年 修正）（平成 27 年 4 月）の下位計画として、同計画、狛江市避難所運営基本マニュアル（平成 24 年 3 月）、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月）、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年 8 月）及び福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成 28 年 4 月）並びに東京都の災害時要援護者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）（平成 25 年 2 月）、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針（平成 24 年 3 月）及び妊産婦・乳幼児を守る災害対策ガイドライン（平成 26 年 3 月改訂）（平成 26 年 3 月）との整合を図っています。



第2章 避難行動要支援者の支援に関すること

1 支援組織

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の11第2項の規定により、避難支援等関係者となる者（以下「支援組織」という。）については、以下のとおりです。

- ①民生委員・児童委員協議会（以下「民児協」という。）
- ②狛江市社会福祉協議会（以下「社協」という。）
- ③地域包括支援センター（以下「地域包括」という。）
- ④町会・自治会又はマンション等管理組合（以下「町会・自治会」という。）
- ⑤狛江市防災会（以下「防災会」という。）
- ⑥狛江消防署及び狛江市消防団（以下「消防署等」という。）
- ⑦調布警察署（以下「警察署」という。）
- ⑧居宅介護支援事業者、指定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに共同生活援助（グループホーム）事業者（以下「福祉サービス事業者」という。）
- ⑨安否確認者²
- ⑩その他緊急時において、市長が特別に認めた組織及び団体

2 避難行動要支援者名簿の概要

あらかじめ、市が「避難行動要支援者名簿」（以下「名簿」という。）を作成します。

名簿には、関係機関共有方式名簿（市が抽出した要支援者の方全てが掲載）と、同意方式名簿（市が抽出した要支援者のうち、平常時から自主防災組織等に情報提供することに同意した方のみ掲載）の2種類があります。

【関係機関共有方式名簿】
市が抽出した要支援者の方
全てが掲載

【同意方式名簿】
平常時から支援組織に
情報提供することに同意した方
のみ掲載

関係機関共有方式名簿は、災害発生又はそのおそれがある場合に名簿掲載対象者の同意の有無にかかわらず、法に基づき支援組織に必要な限度で提供することができます。

同意方式名簿は、本人の同意に基づき、平常時から支援者へ提供し、安否確認³や避

² 安否確認者 個別計画で定めた近隣に住んでいる家族や近所の方等要支援者に対して安否確認及び避難支援を行う者をいいます。要支援者（又はその家族等）は、安否確認者をお願いするものに安否確認者としての役割等を説明し、了解を得た上で安否確認者を指定します。安否確認者を指定することにより顔と顔の見える関係を構築します。なお、要支援者が安否確認者を指定できないときは、町会・自治会、防災会又は民児協が市と調整し、要支援者と安否確認者とのマッチングを行います。

³ 安否確認 生存状況及びけがの状況を確認することをいいます。

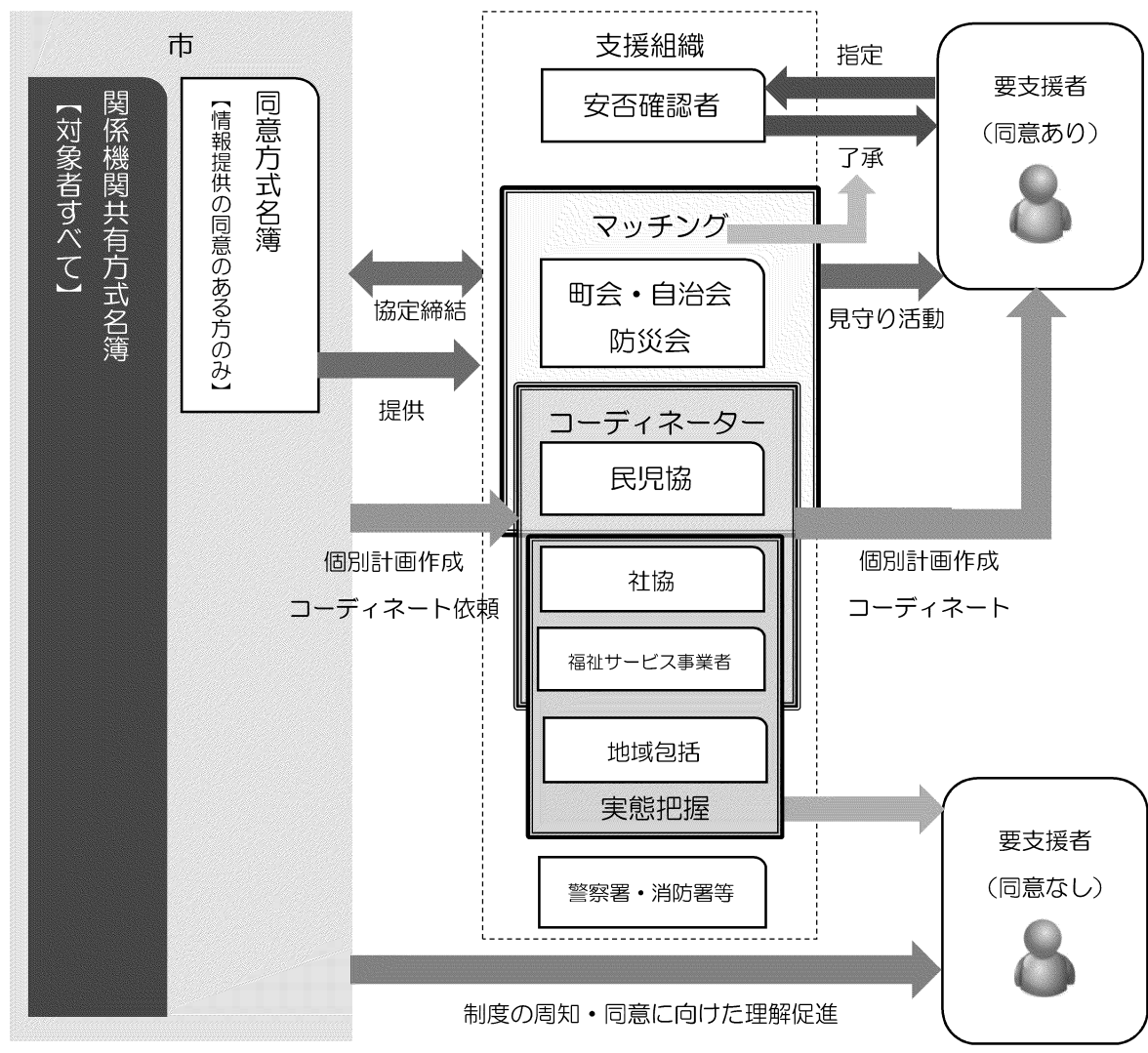
難支援⁴等の情報を共有します。

<平常時>

- 

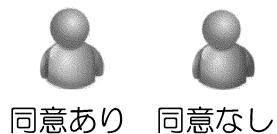
同意あり
- 同意方式名簿を支援組織に提供するとともに市が民児協、社協及び福祉サービス事業者に個別計画作成のコーディネート依頼をし、要支援者一人ひとりの個別計画の作成をし、作成された個別計画により安否確認者が見守り活動を行います。要支援者が安否確認者を指定するにあたっては、町会・自治会、防災会及び民児協が両者のマッチングを行います。
- 

同意なし
- 市が制度の周知・同意に向けた理解促進を行います。社協、地域包括及び福祉サービス事業者は、同意のない要支援者の実態把握に努めます。

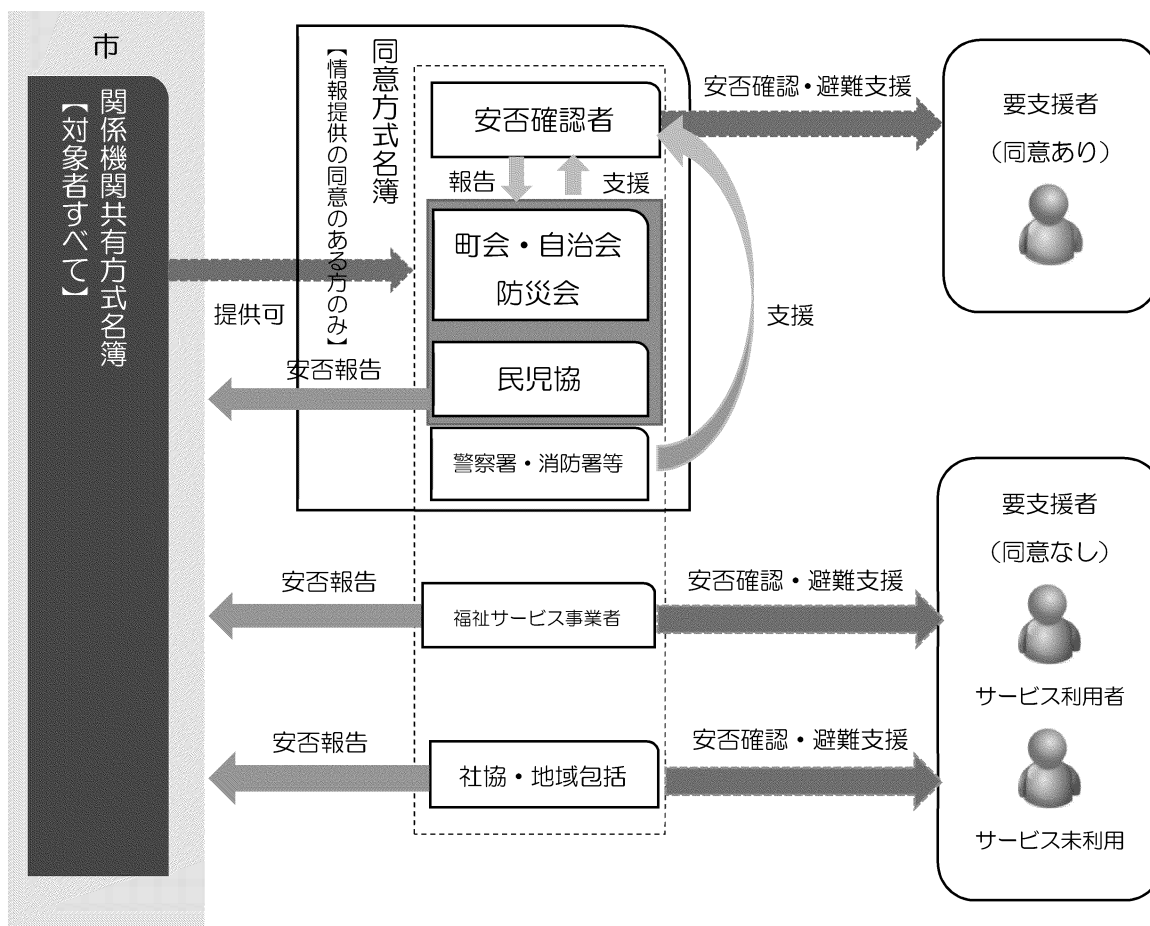


⁴ 避難支援 避難所に避難する場合の移動の手助けをすることをいいます。

<災害時>



個別計画を活用し、安否確認者による安否確認や避難支援、情報伝達等を行います。また、緊急時においては、同意の有無にかかわらず、必要な範囲で名簿情報を支援者へ提供できるとし、安否確認、避難支援を行います



3 名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲については、下表の名簿に掲載する者の範囲のとおりです。
ただし、施設入所者⁵については、名簿掲載に含まれません。

なお、障がい等級、単身世帯等の状況により程度の範囲を定めていますが、本人の状況や希望等によっては、名簿に掲載します。

区分	範囲（施設入所者は、名簿の掲載に含まない。）
1	（1）75 歳以上の一人暮らしの世帯
	（2）75 歳以上のみの世帯（同居者）
2	（1）身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。）1 級又は 2 級取得者
	（2）愛の手帳（東京都愛の手帳交付要綱（昭和 42 年 3 月 20 日 42 民児精発第 58 号）に規定する愛の手帳をいう。以下同じ。）1 度又は 2 度取得者
	（3）精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。以下同じ。）1 級又は 2 級取得者
3	75 歳以上の者と上記 2 の（1）から（3）までの者で構成される世帯
4	介護保険要介護 3 以上の認定を受けており、かつ、介護施設に入所していない者
5	難病の指定を受けている者のうち、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の取得者
6	1 から 5 までに掲げる者に準ずる状態にある者で、特に見守り活動等が必要と認められるもの 【具体例】 （1）身体障害者手帳 3 級又は 4 級取得者 （2）愛の手帳 3 度又は 4 度取得者 （3）精神障害者保健福祉手帳 3 級又は 4 級取得者 （4）介護保険要介護 1、2 の認定を受けており、かつ、介護施設に入所していない者 （5）発達障がい者 （6）在宅人工呼吸器使用者

⁵ 施設入所者 市内の福祉施設等に入所している者又は市内に住民登録しているが、市外の福祉施設に入所している者をいいます。

4 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(1) 名簿作成に必要な個人情報

法第 49 条の 10 第2項の規定等により、名簿には次に掲げる事項を記録します。

- 登録番号⁶
- 氏名
- 生年月日
- 年齢
- 性別
- 住所
- 電話番号その他の連絡先
- 町会・自治会・マンション等管理組合・防災会
- 世帯状況
- 居住状況
- 名簿の登録資格（支援等を必要とする理由）

なお、在宅人工呼吸器使用者については、名簿以外に東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針（平成 24 年 3 月東京都福祉保健局）に従い災害時人工呼吸器使用者リストを作成するとともに、在宅人工呼吸器使用者のマップを作成します。

(2) 個人情報の収集方法

名簿に記録する個人情報は、下表のとおり収集します。

個人情報の記録項目	収集方法	
○登録番号	福祉保健部地域福祉課で管理する地域見守りあんしん「こまねっと」（以下「要支援者システム」という。）で自動的に採番	
○氏名、生年月日、年齢、性別、住所 ○世帯状況	市民生活部市民課で管理する住民基本台帳システムと要支援者システム（以下「住基システム」という。）と日時連携し、収集	
○名簿の登録資格（支援等を必要とする理由）	区分 1	住基システムから収集
	区分 2	福祉保健部福祉相談課で管理する福祉総合システム（以下「福祉総合システム」という。）から収集
	区分 3	住基システム及び福祉総合システムから収集
	区分 4	福祉保健部高齢障がい課で管理する介護保険システム（以下「介護保険システム」という。）

⁶ 登録番号 避難行動要支援者名簿を管理しているデータベースに登録する際に自動的に付番されるユニークな数字です。

		から収集
	区分5	福祉総合システムから収集
	区分6	住基システム、福祉総合システム及び介護保険システムから収集
○電話番号その他の連絡先 ○町内会・自治会・マンション等管理組合・防災会 ○居住状況	次のいずれかの方法により収集 ①手上げ方式により収集 ②福祉保健部地域福祉課から新たに要支援者となるものに毎年新規対象者登録勧奨通知を送付し、名簿の登録に同意した要支援者が狛江市地域見守り活動支援対象者名簿登録申込書（資料1参照。以下「申込書」という。）記入し、返送することにより収集 ③民生委員・児童委員の行う高齢者実態調査の際、名簿の登録に同意した要支援者が申込書を記入し、福祉保健部地域福祉課が民生委員・児童委員から申込書を回収することにより収集	

5 名簿作成等の関係部署の役割分担

関係部署	役割
福祉保健部地域福祉課	・総括（災対福祉部）安否確認の集約 ・制度の周知、普及啓発 ・同意方式名簿に登録を希望する者の登録 ・要支援者システムの管理、名簿更新 ・支援組織へ同意方式名簿の配布 ・個別計画作成支援
総務部安心安全課	・総括（地域防災計画）
福祉保健部高齢障がい課	・要支援者（要介護者）の抽出 ・要支援者システムへの情報提供
福祉保健部福祉相談課	・要支援者（障がい者・難病患者）の抽出 ・要支援者システムへの情報提供

6 名簿提供の範囲

狛江市地域見守り活動支援対象者名簿登録制度実施要綱（平成27年要綱第104号。以下「要綱」という。）第8条の規定により、市と協定を締結した支援組織に次の範囲で名簿を提供します。

支援組織	名簿提供の範囲
民児協	全地域分（各民生委員には該当地域分のみ）
社協	全地域分
地域包括	該当地域分のみ
町会・自治会、防災会	
消防署等・警察署	全地域分
福祉サービス事業者	個人の要支援者のみ
安否確認者	

7 名簿の更新に関する事項

市は、名簿情報のうち電話番号その他の連絡先、町会・自治会・マンション等管理組合・防災会及び居住状況については、特に支援を要する要支援者を中心に1年に1回更新を行います。それ以外の名簿情報については、データベース上で日時更新を行います。

更新された名簿情報を1年に1回紙媒体にプリントアウトし、名簿提供の範囲内で支援組織に提供し、以前提供した紙媒体の名簿を回収し、廃棄します。

市は、新規の要支援者に対して、1年に1回勧奨通知を送付し、名簿登録者の拡大に努めます。

8 名簿の提供に際し情報漏えいの防止措置等

（1）名簿の提供を行う場合

ア 平常時の場合

市は、市と粕江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定を締結した支援組織に同意方式名簿を提供します。

イ 災害時の場合

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要支援者の生命及び身体を災害から保護するために、特に必要があると認めるときには、法第49条の11第3項の規定により、関係機関共有方式名簿を支援組織へ提供することができます。

（2）個人情報の適正な管理を行うための措置

ア 支援組織は、名簿を受理したときは、速やかに名簿情報管理責任者及び名簿情報取扱者を定め、粕江市地域見守り活動支援対象者名簿情報管理責任者等登録届（要綱第3号様式）を市に提出します。名簿情報管理責任者及び名簿情報取扱者に変更があった場合も同様です。

イ 支援組織は、名簿を次に掲げる見守り活動等以外の目的に使用してはなりません。

- ①要支援者への声かけ、自宅の訪問及びその状況の把握
- ②要支援者に対する防災講習及び防災訓練への参加の働きかけ

③要支援者への災害情報の伝達及び提供

④要支援者の安否確認、避難誘導、救出及び救護その他必要な支援

⑤要支援者の避難生活における配慮又は支援

ウ 支援組織は、名簿を名簿情報管理責任者の管理の下に使用するものとし、その情報の漏えい及び拡散がないよう適切に管理するとともに、滅失、毀損、盗難その他の事故（以下「事故等」という。）を防止するため、施錠可能な場所に保管する等、適切な安全対策を講じます。

エ 支援組織は、名簿を名簿情報管理責任者及び名簿情報取扱者以外の第三者に提供してはなりません。（市長による事前の承諾を得た場合及び災害発生時に、避難行動要支援対象者の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合を除きます。）

オ 支援組織は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び狛江市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 1 号）の規定を厳守し、その利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱いを行わないほか、対象者名簿から知り得た情報を正当な理由がなく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません。また転居、退職等の理由により提供先を離れた場合も同様とします。

カ 支援組織は、名簿について、事故等が生じ、又はそのおそれのあるときは、速やかに市長に報告し、その指示に従うものとします。

9 要支援者が円滑に避難するための通知又は警告の配慮

（１）避難準備・高齢者等避難開始情報等の発令・伝達

災害時に要支援者が避難するため、市から発令・伝達される避難に関する情報は、次表のとおりですが、要支援者及びその家族並びに支援組織には、円滑に避難するために避難準備・高齢者等避難開始情報が発令した時点で伝達を行い、避難行動や支援活動を開始するよう促します。

低 危 険 度 高		発令時の状況	住民に求める行動
	避難準備・ 高齢者等 避難開始	・人的被害の発生する可能性が高まった状況 ・要支援者が避難行動を開始しなければならない段階	・要支援者は個別計画で計画した避難場所等への避難行動を開始 ・安否確認者は支援活動を開始
	避難勧告	・人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階	・通常の避難行動ができる者は、計画された災害時集合場所等への避難行動を開始
	避難指示 (緊急)	・人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況又は人的被害が発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(2) 発令・伝達手段

法の改正により、要支援者及び避難支援関係者へ避難勧告等を確実に情報伝達することの必要性が改めて位置付けられました。

特に、要支援者の迅速・確実な避難においては、家族・親戚、福祉サービス事業者、近隣住民等の避難支援関係者への情報伝達を行い、避難誘導の支援を行うことが極めて重要です。

要支援者への情報伝達では、次表のとおり障がい等の特性に応じた多様な伝達手段を活用し、確実に情報周知できる体制を整えることが必要です。

要支援者	伝達手段
視覚障がい者	・受信メールを読み上げる携帯電話 ・戸別受信機
聴覚障がい者	メール（エリアメール、こまえ安心安全情報メール（予め登録が必要））による災害情報配信
肢体不自由者	フリーハンド用機器を備えた携帯電話
その他の者	・メール（エリアメール、こまえ安心安全情報メール）による災害情報配信

	・字幕放送・解説放送（副音声や2か国語放送など2以上の音声を使用している放送番組：音声多重放送）・手話放送 ・SNS等のインターネットを通じた情報提供
--	--

10 支援組織に所属する者の安全確保

避難行動を円滑に行うためには、要支援者のみならず支援組織に所属する者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となります。そのためには、避難準備・高齢者等避難開始情報発令時に要支援者及び支援組織の双方に情報の伝達を行い、余裕をもって避難開始等を促し、安全を確保します。

ただし、支援組織は、全力で要支援者を支援することを第一としますが、自己の安全確保が図れない場合は助けられない可能性があることを周知します。

11 支援組織への依頼事項

支援組織に対しては、それぞれ次のような事項を主に依頼します。

（1）民児協

時期	主な依頼事項
平常時	・声かけ、自宅の訪問及びその状況の把握（実施可能な範囲において行う。） ・安否確認者のマッチングにおける協力 ・名簿提供の同意のある要支援者（高齢者（要介護認定を受けた者を除く。））の個別計画のコーディネート ・安否確認者からの安否情報の集約と市への安否報告に関する訓練の実施
災害発生又は災害が発生するおそれがある場合	・自身と家族の安全確保 ・担当地区ごとに同意のある要支援者の安否情報集約及び災対福祉保健部への伝達（町会・自治会、防災会と連携して行う。） ・避難誘導、救援物資等の配付の指示

（2）社協

時期	主な依頼事項				
平常時	・名簿提供の同意のある要支援者（次表の障がい者及び難病の指定を受けている者）の個別計画のコーディネート				
	福祉サービスの利用の有無	身体	知的	精神	それ以外
	有				●
	無	●	●	●	●
	・名簿提供の同意がない要支援者の実態把握				

	・市災害ボランティアセンターの訓練の実施
災害発生又は災害が発生するおそれがある場合	・市災害ボランティアセンター設置後、一般ボランティアによる名簿提供の同意がない要支援者（福祉サービスを利用していない者）の安否確認・避難支援の支援 ・名簿提供の同意がない要支援者の安否情報集約、災対福祉保健部への伝達

（３）地域包括

時期	主な依頼事項
平常時	・名簿提供の同意がない要支援者（福祉サービスを利用していない者）の実態把握
災害発生又は災害が発生するおそれがある場合	・名簿提供の同意がない要支援者（福祉サービスを利用していない者）の安否情報集約、災対福祉保健部への伝達

（４）町会・自治会・防災会

時期	主な依頼事項
平常時	・声かけ、自宅の訪問及びその状況の把握（実施可能な範囲において行う） ・安否確認者のマッチングにおける協力 ・訓練の実施
災害発生又は災害が発生するおそれがある場合	・自身と家族の安全確保 ・名簿提供の同意のある要支援者の安否情報集約及び災対福祉保健部への伝達（民児協と連携して行う。） ・避難誘導、救援物資等の配付

（５）警察署・消防署等

時期	主な依頼事項
平常時	・名簿の保管及び必要に応じた巡回及び訪問 ・防火防災診断の実施（消防署等）
災害発生又は災害が発生するおそれがある場合	・市（避難所⁷等）の要請に基づいた救出救護

⁷ 避難所 地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校等の建物をいいます。

(6) 福祉サービス事業者

時期	主な依頼事項
平常時	【居宅介護支援事業者】 ・要支援者（要介護認定を受けた高齢者）の個別計画のコーディネート ・名簿提供の同意がない要支援者の実態把握
	【指定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに共同生活援助（グループホーム）事業者】 ・要支援者（福祉サービスを利用している身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者）の個別計画のコーディネート ・名簿提供の同意がない要支援者の実態把握
災害発生又は災害が発生するおそれがある場合	【居宅介護支援事業者】 ・名簿提供の同意がない要支援者（要介護認定を受けた高齢者）の安否情報収集又は集約、災対福祉保健部への伝達 ・名簿提供の同意がない要支援者（要介護認定を受けた高齢者）の安否確認・避難支援
	【指定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに共同生活援助（グループホーム）事業者】 ・名簿提供の同意がない要支援者（福祉サービスを利用している身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者）の安否情報収集又は集約、災対福祉保健部への伝達 ・名簿提供の同意がない要支援者（福祉サービスを利用している身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者）の安否確認・避難支援

(7) 安否確認者

時期	主な依頼事項
平常時	・声かけ、自宅の訪問及びその状況の把握（実施可能な範囲において行う。） ・個別計画に基づく安否確認・避難支援等訓練の実施
災害発生又は災害が発生するおそれがある場合	・自身と家族の安全確保 ・個別計画に基づく安否確認・避難支援 ・安否情報、避難支援の民児協、町会・自治会又は防災会へ報告

※安否確認者が行う避難支援は、安否確認者個人で対応できる範囲となるため、被災状況や要支援者の状態に応じて、安否確認者は避難所、警察署・消防署等に支援を依頼し、複数で避難支援（救助・救護）を行うことが重要です。

12 支援体制の確保

安否確認者については、災害時の安否確認が必ずしも保障できるわけではないため、要支援者 1 人に対して、2 名以上の安否確認者を配することが望ましいものとし、ます。

要支援者（又はその家族等）は、安否確認者としての役割等を説明し、了承を得た上で、近隣に住んでいる家族や近所の方等を安否確認者に指定します。

なお、要支援者が安否確認者を指定できないとき（適切な安否確認者がいない場合）は、町会・自治会、防災会、民児協又は福祉サービス事業者が要支援者と安否確認者とのマッチングを行います。

13 名簿情報の提供に不同意であった者に対する支援体制

名簿による個人情報の提供に不同意であった者に対する支援体制については、市が関係機関共有方式名簿として不同意者を含めた要支援者の名簿を管理します。通常時は非公開情報として扱うものとし、甚大な災害や緊急事態において、市が支援組織に開示・提供します。

具体的には、法第 49 条の 11 第 3 項の規定により、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、要支援者の生命及び身体を保護するために特に必要があるときに、同意の有無にかかわらず、支援組織その他の者に名簿情報を提供できることから、特に避難の時間的余裕がある風水害等の災害において、市が支援組織に対し、避難行動支援等を行うよう協力を求めます。また、災害時に、自衛隊、都道府県警察や消防からの応援部隊等、他の地域からの派遣で避難支援等を受ける場合について、市がそれらの部隊等へ名簿情報を提供します。

14 避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結

市は、要支援者を含む要配慮者が避難する福祉避難所として、避難支援に協力することのできる社会福祉施設や企業団体等との間において協定を締結し、福祉避難所の対象施設を確保するよう努めます。

（１）市内の福祉施設等との協定締結

市と協定を締結して指定している福祉避難所は、下表の施設⁸です。

	施設名称	用途	指定定員数
①	社会福祉法人狛江福祉会こまえ苑	高齢者用	10 人～15 人程度
②	学校法人 清和学園 子鹿幼稚園	乳幼児、妊産婦用	196 人
③	学校法人 狛江こだま学園 狛江こだま幼稚園	〃	364 人

⁸ ②～④は施設の提供のみのため、収容可能人数を記載

④	学校法人 秋元学園 狛江みずほ幼稚園	〃	632 人
---	--------------------	---	-------

(2) 市外の福祉施設等との協定締結

要支援者が福祉避難所の定員以上発生した場合や狛江市が局地的に被災した場合を想定し、近隣市の医療機関や福祉施設等を利用することが可能となるように、協定締結を推進します。

なお、福祉避難所の管理・運営については、「第2章 福祉避難所設置・運営について」を参照

15 要支援者の災害時集合場所⁹

市では下表のとおり災害時集合場所を指定しています。なお、多摩川はん濫及び内水はん濫の際は、市の指定した避難所（以下「指定避難所」という。）が災害時集合場所を兼ねます。

名称	震災	多摩川はん濫	内水はん濫 ¹⁰	面積(㎡)	所在地	電話
狛江第一小学校	○	○	○	4,423	和泉本町 1-37-1	3480-0241
狛江第三小学校	○		○	6,490	猪方 1-11-1	3480-8585
狛江第五小学校	○	○	○	4,285	東野川 1-35-13	3489-4430
狛江第六小学校	○		○	4,398	駒井町 1-21-1	3480-9981
和泉小学校	○		○	6,253	中和泉 3-33-1	3480-3881
緑野小学校	○	○	○	6,278	和泉本町 4-3-1	3489-5418
狛江第一中学校	○	○	○	8,202	和泉本町 2-15-1	3480-0121
狛江第二中学校	○		○	6,517	猪方 2-7-1	3480-8891
狛江第三中学校	○		○	7,087	元和泉 1-23-1	3489-5416
狛江第四中学校	○	○	○	6,505	東野川 4-1-1	3480-9691
市民グランド	○			8,688	和泉本町 2-15-2	—
西和泉グランド	○			7,236	西和泉 1-16-1	—
前原公園	○			12,536	西野川 3-11-1	—
都営団地（公園）	○			5,076	和泉本町 4-7	—
多摩川住宅（公園）	○			15,700	西和泉 1・2丁目	—
都立狛江高等学校 ※	○		○	13,763	元和泉 3-9-1	3489-2241

⁹ 災害時集合場所 近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する小・中学校のグラウンド、公園、緑地等のオープンスペース等をいいます。

¹⁰ 内水はん濫 内水とは、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水をいい、内水の水はけが悪化し、建物や土地・道路が水に浸かってしまうことをいいます。

あいとびあセンタ ー			○	8,276	元和泉2-35-1	3488-1181
中央公民館			○	3,692	和泉本町1-1-5	3488-4411
西河原公民館			○	3,473	元和泉2-35-1	3480-3201
多摩川左岸一帯※	○			約 570,000	元和泉3丁目～駒 井町3丁目	—
西河原公園※	○			16,070	元和泉2-38-1	—
西和泉体育館			○	694	西和泉1-16-1	3430-1141
防衛省共済組合狛 江スポーツセンタ ー※	○			16,822	元和泉2-30	3480-2637
狛江こだま幼稚園	○			2,820	中和泉3-14-8	3480-0126
狛江みずほ幼稚園	○		○	3,353	岩戸南4-14-1	3480-8037
子鹿幼稚園	○	○	○	684	東野川3-17-1	3480-5091
上和泉地域センタ ー		○	○	540	和泉本町4-7-51	3489-9101
野川地域センター		○		1,025	西野川1-6-9	3480-2211
岩戸地域センター		○	○	1,126	岩戸南2-2-5	3488-7040
南部地域センター			○	823	猪方4-11-1	3489-2150

※印は、旧広域避難場所

○印は、指定避難所

16 災害時集合場所までの避難路

要支援者の避難路については、個別計画作成時にあらかじめ定めておくものですが、その際は、可能な限り災害による被害の影響を受けない経路、整備された広い道路による経路、安全かつ最短となる経路等を考慮して避難路を定めておきます。

また、災害時集合場所周辺の道路について「避難に支障が生じる状況」を確認した場合については、市は優先して道路の整備を行うことにより、避難路の安全確保の推進に努めます。

17 災害時集合場所での引継ぎと見守り体制等

安否確認者は、個別計画に従い災害時集合場所まで要支援者の避難支援を行い、災害時集合場所において要支援者の行動管理や介助等身の回りの世話をを行う者に要支援者を引き継ぎます。安否確認者が要支援者の名簿や個別計画書を所持している場合には、これらの書類も引き継ぎます。

災害時集合場所における要支援者の行動管理や介助等身の回りの世話については、

原則として要支援者の家族・親類等が行うものとし、また、家族・親類等がいない要支援者への見守り体制及び身の回りの世話については、コーディネーター¹¹が個別計画の作成時に要支援者及び安否確認者と話し合い、決めます。

18 災害時集合場所から指定避難所への移送方法（震災時のみ）

要支援者は、震災時に災害時集合場所へ避難し、家屋の倒壊・火災の延焼などにより、在宅での生活が困難な場合は、指定避難所へ避難することとなります。要支援者を速やかに災害時集合場所から指定避難所へ移送する方法については、災害時集合場所と指定避難所とが異なる場所となるケースもありますので、移送に車両、車いす等が必要な要支援者については、予め決めておく必要があります。

移送方法を決定するにあたっては、コーディネーターが個別計画の作成時に要支援者及び安否確認者と話し合い、決めます。

市は、多くの要支援者を移送することを想定し、次表のとおり事業者との間に災害時の人員移送等に関する協定を締結する等移送方法や手段の充実を推進します。

	事業者名	事業種別	主な内容
①	小田急バス株式会社狛江営業所	一般路線バス事業等	人員、物資等の輸送及び被害状況等の情報提供
②	武州交通興業株式会社	貸切バス事業、ハイヤー事業等	〃
③	イースタンモータース調布株式会社	タクシー事業等	〃
④	株式会社グリーンキャブ	タクシー事業等	〃

19 個別計画

（１）概要

個別計画とは、災害発生時において、要支援者の安否確認及び避難誘導、また避難所等での生活支援を的確に行うため、要支援者一人ひとりについて作成する避難支援計画をいいます。

（２）盛り込む事項

市では、要綱の狛江市地域見守り活動支援対象者名簿登録申込書（第１号様式。資料１参照）の２枚目以降を個別計画とし、この書類に掲げる事項を個別計画に盛り込むものとします。

（３）コーディネーター及び個別計画を作成する要支援者

支援組織に所属する次表の者がコーディネーターとなり、個別計画の作成を支援します。個別計画を作成する要支援者は、名簿の提供に同意した要支援者としてします。

¹¹ コーディネーター 要支援者の個別計画を作成するにあたり、調整等を行う者をいいます。

コーディネーター	要支援者（名簿の提供に同意した者）
居宅介護支援事業者のケアマネジャー	高齢者（要介護認定を受けた高齢者）
民児協の民生委員・児童委員	高齢者（上記以外の高齢者）
指定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の障害者相談支援専門員並びに共同生活援助（グループホーム）事業者の職員	障がい者（福祉サービスを利用している身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者）
社協の職員	障がい者（上記以外の障がい者）及び難病の指定を受けている者

（４）策定の支援

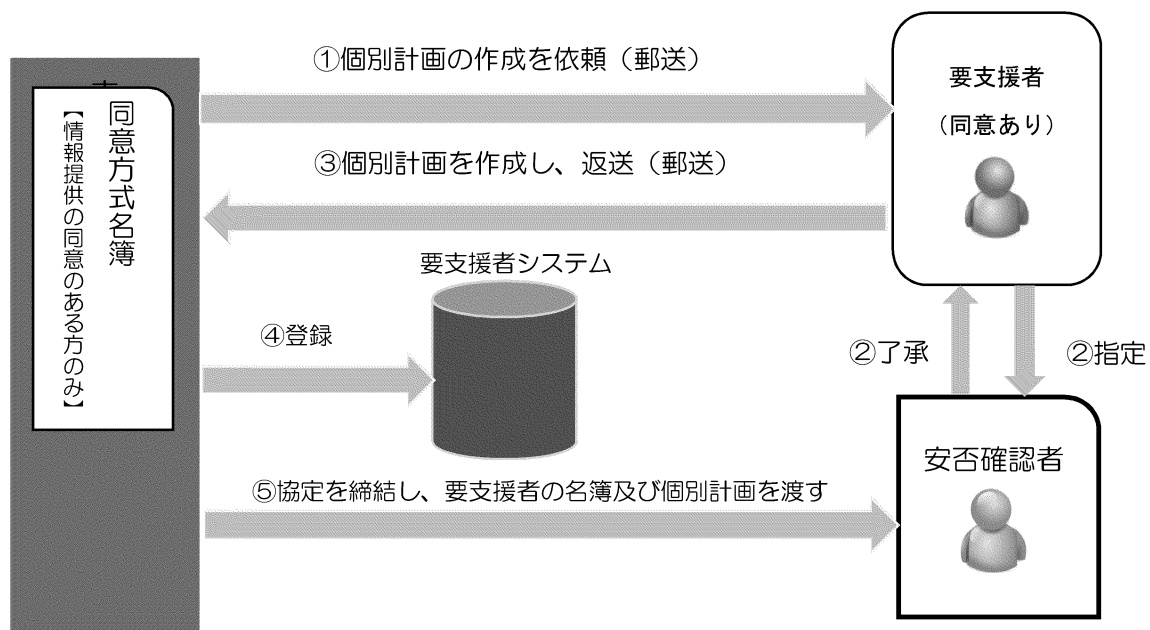
市は、個別計画の理解と内容の均一化を図るため、事前にコーディネーターやマッチングを行う支援組織に対して、研修等を実施します。

コーディネーターが個別計画の作成を支援するに当たり疑問が生じた場合等については、市が協力して相談に応じるなど、コーディネーターをバックアップします。

（５）策定方法

ア 原則的な方法

- ① 市は、郵送で要支援者に個別計画の作成を依頼します。
- ② 要支援者（又はその家族等）は、安否確認者としての役割等を説明し、了承を得た上で、近隣に住んでいる家族や近所の方等を安否確認者に指定します。
- ③ 要支援者（又はその家族等）は、個別計画に必要事項を記載し、市に郵送で返送します。
- ④ 市は、個別計画の内容を確認し、記載漏れ等がない場合は、要支援者システムに登録します。
- ⑤ 市は、安否確認者と名簿及び個別計画の提供に関する協定を締結し、要支援者の名簿と個別計画を渡します。



イ 個別計画は返送されたが、安否確認者が空欄だった場合

- ① 市は、町会・自治会、防災会又は民児協に要支援者と安否確認者とのマッチングを依頼します。
- ② 町会・自治会、防災会又は民児協は、要支援者と安否確認者とのマッチングを行い、安否確認者の了承と要支援者による安否確認者の指定を得られたら、市に報告します。
- ③ 市は、マッチングの結果安否確認者となった者の情報を個別計画に記載し、個別計画を完成させます。
- ④ 市は、完成した個別計画を要支援者に提供します。

ウ 個別計画は返送されたが、安否確認者の欄以外の欄が空欄¹²又は間違っていた場合

- ① 市は、コーディネーターにコーディネート依頼し、返送された個別計画を渡します。
- ② コーディネーターは、要支援者宅に伺い、要支援者と話し合っ、個別計画に加筆し、又は修正し、個別計画を完成させ、市に返送します。
- ③ 市は、完成した個別計画を要支援者に提供します。

エ 個別計画が返送されなかった場合

- ① 市は、コーディネーターにコーディネート依頼し、個別計画を渡します。
- ② コーディネーターは、要支援者宅に伺い、要支援者と話し合っ、安否確認者の欄以外の個別計画を完成させます。コーディネートにあたり、コーディネーターが要支援者と安否確認者とのマッチングができれば、マッチングを

¹² 第2章 17 又は 18 でコーディネーターと要支援者及び安否確認との話し合いが必要な場合も含まれます。

行い、安否確認者の了承と要支援者による安否確認者の指定を得て、個別計画を完成させ、市に返送します。

- ③ 市は、コーディネーターによるマッチングができなかった場合には、町会・自治会、防災会又は民児協に要支援者と安否確認者とのマッチングを依頼します。
- ④ 町会・自治会、防災会又は民児協は、要支援者と安否確認者とのマッチングを行い、安否確認者の了承と要支援者による安否確認者の指定を得られたら、市に報告します。
- ⑤ 市は、マッチングの結果安否確認者となった者の情報を個別計画に記載し、個別計画を完成させます。
- ⑥ 市は、完成した個別計画を要支援者に提供します。

(6) 個別計画の更新

要支援者			更新の方法
高齢者	要支援・要介護者	要支援	①手上げ方式で更新（随時） ②民児協に委託し、コーディネーター（民生委員・児童委員）が高齢者実態調査時に更新（１年ごと）
		要介護	居宅介護支援事業者に委託し、ケアマネジャー（コーディネーター）が更新
	それ以外の 75 歳以上		①手上げ方式で更新（随時） ②民児協に委託し、コーディネーター（民生委員・児童委員）が高齢者実態調査時に更新（１年ごと）
障がい者	身体障がい者	1、2級	①手上げ方式で更新（随時） ②社協に委託し、コーディネーター（社協の職員）が更新（２年ごと）
		3 ～ 6 級	手上げ方式で更新（随時）
	知的障がい者	1、2度	①手上げ方式で更新（随時） ②指定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに共同生活援助（グループホーム）事業者委託し、コーディネーター（障害者相談支援専門員及び共同生活援助（グループホーム）事業者の職員）が更新（２年ごと）
		3、4度	手上げ方式で更新（随時）
	精神障がい者	1、2級	①手上げ方式で更新（随時） ②指定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに共同生活援助（グループホーム）事業者委託

			し、コーディネーター（障害者相談支援専門員及び共同生活援助（グループホーム）事業者の職員）が更新（2年ごと）
		3級	手上げ方式で更新（随時）

（7）在宅人工呼吸器使用者用個別計画の策定

人工呼吸器使用者など医療依存度の高い在宅療養者については、通常の避難や避難所での生活が困難な場合が想定されるため、状況に応じて在宅で災害を乗り切るための支援を含めた計画とする必要があります。こうした要支援者については、市が多摩府中保健所と協力し、在宅人工呼吸器使用者用個別計画（狛江市地域見守り活動支援対象者名簿情報管理責任者等登録届（在宅人工呼吸器使用者用） 資料1の2参照）を作成します。

第3章 福祉避難所の設置・運営に関すること

1 福祉避難所の概要

(1) 福祉避難所とは

福祉避難所とは、既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者、障がい者等一般の避難所では生活に支障を来す者に対して、ケアが行われるほか、これらの者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ等バリアフリー化が図られた避難所のことをいいます。

市では、次表のとおり 10 箇所の施設を福祉避難所に指定しています。

	名称	災害の種類	用途 (予定)	収容可能 人数 ¹³	所在地	電話
①	あいとぴあセンター	震災・内 水はん濫	要支援者 用	406 人	元和泉 2-35-1	3488-1181
②	西河原公民館	震災・内 水はん濫	//	414 人	元和泉 2-35-1	3480-3201
③	中央公民館	震災・内 水はん濫	//	498 人	和泉本町 1-1-5	3488-4411
④	野川地域センター	震災・多 摩川はん 濫	//	192 人	西野川 1-6-9	3480-2211
⑤	岩戸地域センター	震災・多 摩川はん 濫・内水 はん濫	//	164 人	岩戸南 2-2-5	3488-7040
⑥	南部地域センター	震災・内 水はん濫	//	150 人	猪方 4-11-1	3489-2150
⑦	狛江こだま幼稚園	震災	乳幼児、 妊産婦用	364 人	中和泉 3-14-8	3480-0126
⑧	狛江みずほ幼稚園	震災・内 水はん濫	//	632 人	岩戸南 4-14-1	3480-8037
⑨	子鹿幼稚園	震災・多 摩川はん 濫・内水 はん濫	//	196 人	東野川 3-17-1	3480-5091

¹³ 収容可能人数 1 人あたり 1 畳（約 1.824 m²）で算出。収容可能人数には付き添い家族も含まれません。

⑩	社会福祉法人狛江福祉会こまえ苑	震災	高齢者用	74 人	岩戸南 4-17-17	3489-2404
---	-----------------	----	------	------	-------------	-----------

(2) 福祉避難スペースとは

福祉避難スペースとは、指定避難所に設置する要配慮者に配慮したスペースをいいます。

市では、次表の 13 箇所の指定避難所に福祉避難スペースを設置します。要配慮者の中に一般の避難者と別の居住空間を確保した方がよいと認められる方がいる場合には、①パーティション等を利用した要配慮者用の遮蔽区画を設けることや、②要配慮者の心身の状態、状況ごとに校舎の教室や施設の部屋に設置することについて、各指定避難所の避難所運営協議会、施設管理者及び福祉保健部で協議し、各避難所のマニュアルで具体的な福祉避難スペースを予め決定します。

また、市内の障がい者用の福祉避難スペースとして生活介護、生活介護・就労継続支援（Ｂ型）の事業所を、高齢者用の福祉避難スペースとして（介護予防）通所介護の事業所を転用して使用できるよう各事業所と調整します。

	名称	災害の種類	収容予想人数 ¹⁴	所在地	電話
①	狛江第一小学校	震災・多摩川はん濫・内水はん濫	60 人	和泉本町 1-37-1	3480-0241
②	狛江第三小学校	震災・内水はん濫	100 人	猪方 1-11-1	3480-8585
③	狛江第五小学校	震災・多摩川はん濫・内水はん濫	60 人	東野川 1-35-13	3489-4430
④	狛江第六小学校	震災・内水はん濫	50 人	駒井町 1-21-1	3480-9981
⑤	和泉小学校	震災・内水はん濫	30 人	中和泉 3-33-1	3480-3881
⑥	緑野小学校	震災・多摩川はん濫・内水はん濫	80 人	和泉本町 4-3-1	3489-5418
⑦	狛江第一中学校	震災・多摩川はん濫・内水はん濫	70 人	和泉本町 2-15-1	3480-0121
⑧	狛江第二中学校	震災・内水はん濫	60 人	猪方 2-7-1	3480-8891
⑨	狛江第三中学校	震災・内水はん濫	50 人	元和泉 1-23-1	3489-5416
⑩	狛江第四中学校	震災・多摩川はん濫・内水はん濫	50 人	東野川 4-1-1	3480-9691
⑪	西和泉体育館	震災・内水はん濫	30 人	西和泉 1-16-1	3430-1141
⑫	上和泉地域センター	震災・多摩川はん濫・内水はん濫	100 人	和泉本町 4-7-51	3489-9101

¹⁴ 収容予想人数 指定避難所ごとの要支援者の登録者数から概数を算出

⑬	都立狛江高等学校	震災・内水はん濫	—	元和泉 3-9-1	3489-2241
---	----------	----------	---	-----------	-----------

(3) 対象となる者

福祉避難所に避難する者は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者で、指定避難所での生活が困難で早期に移送が必要な要配慮者¹⁵及びその家族とします。

なお、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所対象者はそれぞれ緊急入所¹⁶等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるため、原則として福祉避難所の対象者とはしません。

また、在宅人工呼吸器使用者についても医療機関で適切に対応されるべきであるため、原則として福祉避難所の対象者とはしません。

(4) 開設する災害

狛江市内に地震及び風水害その他の災害が発生し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用¹⁷を受けた場合において、市が指定避難所に避難した要支援者等の状況等を判断し、福祉避難所の開設を決定します。

(5) 福祉避難所等への避難の流れ

要配慮者は、大規模災害発生時、障がい者等の要支援者にあつては避難準備・高齢者等避難開始情報が発令されたとき、外国人等の要支援者以外の要配慮者にあつては避難勧告が発令されたときは、一般の方と同様に、震災の場合には、災害時集合場所へ避難し、家屋の倒壊・火災の延焼などにより、在宅での生活が困難な場合は、指定避難所へ避難し、多摩川はん濫・内水はん濫の場合には、直接指定避難所に避難することとなります。

指定避難所へ避難したものの、指定避難所の福祉避難スペースでの避難生活が著し

¹⁵ 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の避難所での生活に特に配慮を要する者（妊産婦、傷病者、内部障がい者、難病患者等）をいう。

¹⁶ 緊急入所 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令 46 号）第 25 条ただし書、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 138 条ただし書等で定める「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」で定員を超過して入所させる場合をいいます。

¹⁷ 災害救助法の適用について

災害による被害の程度が、災害救助法施行令に定める適用基準に達し、又は達する見込みがある場合、狛江市は、東京都に対し災害救助法の適用を要請し、知事が市町村を単位として適用を決定します。

【災害救助法適用（災害救助法施行令）／狛江市の場合】

（第 1 号）狛江市内の 80 世帯以上の世帯の住家が滅失した場合

※ 全焼（壊）は 1、半焼（壊）は 1/2、床上浸水は 1/3 で換算

（第 2 号）東京都内で 2,500 世帯以上の住家が滅失した場合であつて、狛江市内で 40 世帯以上の住家が滅失した場合

（第 3 号）①東京都内で 12,000 世帯以上の住家が滅失し、狛江市内の被害世帯数が多数である場合

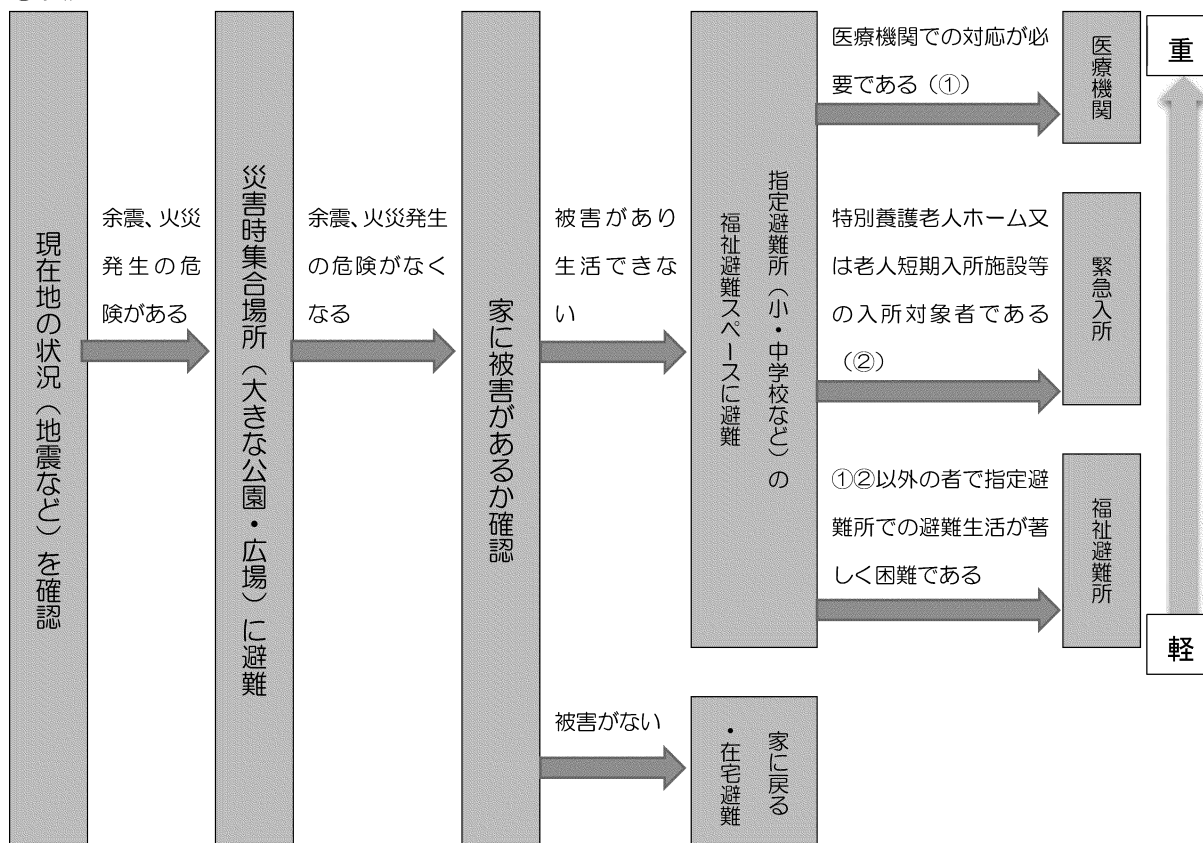
②災害が隔絶した地域に発生する等、災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊な技術が必要とする場合であつて、多数の世帯の住家が滅失した場合

（第 4 号）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、多数の者が避難して継続的に救助を必要とし、又は食品の給与や救出等に特殊な技術等を必要とする場合

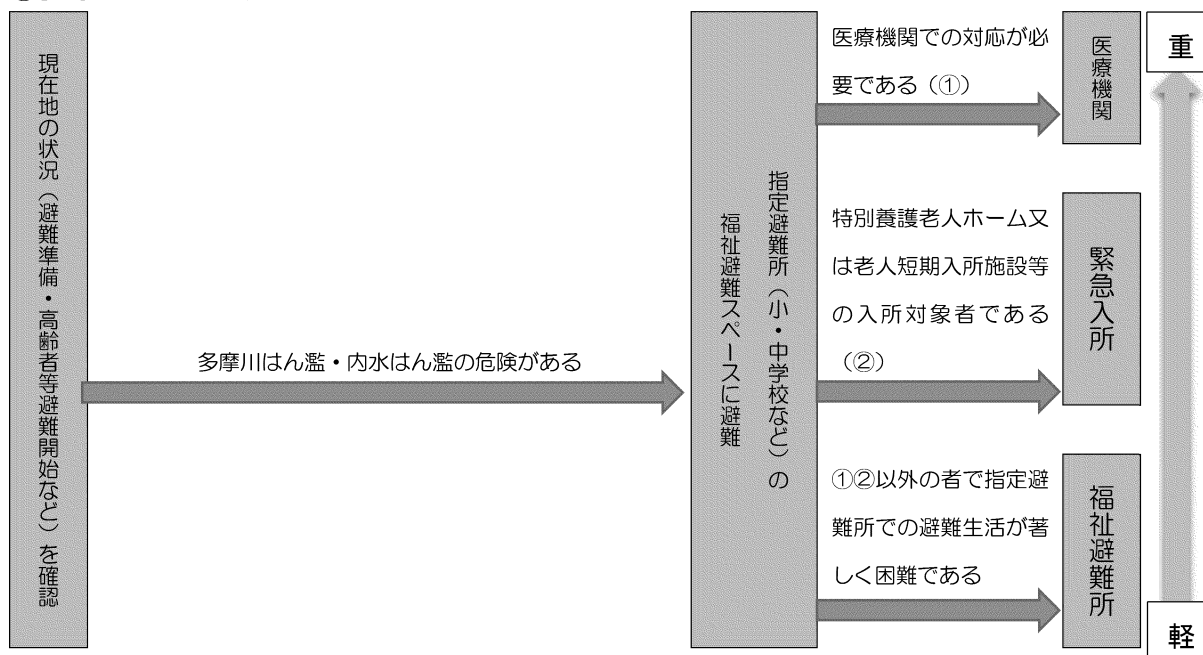
く困難な要支援者について、市災害対策本部（災対福祉保健部）において福祉避難所への受入の調整を行います。

イメージ図【福祉避難所等への避難の基本的な流れ】

①震災の場合



②多摩川はん濫・内水はん濫



(6) 開設の期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 12 年 3 月 31 日厚生省告示第 144 号）第 2 条第 1 号二の規定により、原則として、災害発生の日から 7 日以内を開設の期間とします。ただし、大規模災害の場合で、7 日間の期間内で福祉避難所を閉鎖することが困難なときは、厚生労働省及び東京都との協議により必要最小限の期間を延長します。

2 災害時における取組

(1) 役割分担

実施項目	避難所 区 分	実施者						
		福祉避難所職員		家族・ 保護者	町会・ 自治会 (防災 会)	社会福 祉協議 会 ¹⁸	外部福 祉団体 ¹⁹	ボラン ティア
		市 ²⁰	民間福 祉施設					
①福祉避難所運営主 体	公共施設 ²¹	○ ²²	△					
	民間施設 ²³	△ ²⁴	○					
②指定避難所での要 配慮者の受け入れ	公共施設	指定避難所で実施						
	民間施設							
③指定避難所の福祉 避難所に移送する対 象者把握	公共施設	災対福祉保健部で実施						
	民間施設							
④福祉避難所の被害 状況の把握	公共施設	○	△					
	民間施設	△	○					
⑤要配慮者の受け入 れ調整	公共施設	○	△					
	民間施設	○	△					
⑥福祉避難所の開設準備								
福祉避難所の開 設準備	公共施設	○	△					
	民間施設	△	○					
資機材の確保	公共施設	○	△					
	民間施設	○	○					
⑦福祉避難所の設置								
⑧要配慮者の搬送	公共施設	△	△	○	○			△
	民間施設	△	△					
⑨要配慮者の受け入れ								
避難者名簿の作 成・管理	公共施設	○	△					
	民間施設	△	○					
⑩福祉避難所の運営								

¹⁸ 全国社会福祉協議会の応援団体を含む。

¹⁹ 全国の各種福祉団体の応援団体を含む。

²⁰ 応援による市外の自治体職員を含む。

²¹ 公共施設に私立幼稚園を加えます。

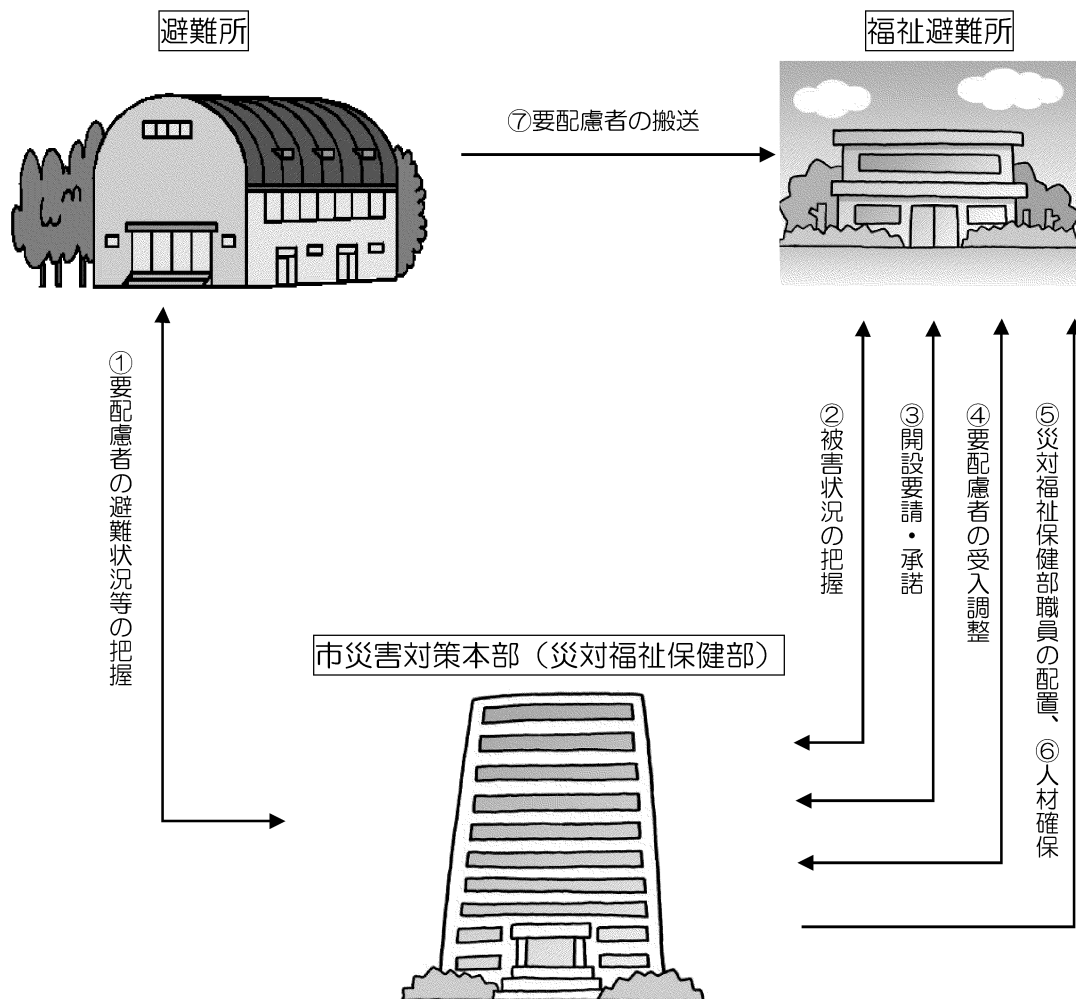
²² ○：主担当

²³ 民間施設から私立幼稚園を除きます。

²⁴ △：副担当

食料、物資等の市 本部への要請	公共施設	○						
	民間施設	○	△					
市本部への定時報 告	公共施設	○						
	民間施設	○	△					
施設管理(昼間)	公共施設	○						
	民間施設	△	○					
施設管理(夜間)宿 直者	公共施設	○				△	△	
	民間施設	△	○			△	△	
避難者への情報提 供	公共施設	○						
	民間施設	△	○					
⑪要配慮者の生活支援								
要配慮者の生活支 援	公共施設	○		○		△	△	△
	民間施設	△	○	○				
既存の福祉サービ スの継続	公共施設	○				△	△	△
	民間施設	△	○					
⑫福祉避難所の閉鎖	公共施設	○						
	民間施設	△	○					

(2) 福祉避難所の開設



ア 要配慮者の避難状況の把握（①）

避難所派遣職員（職員が参集できない場合には「避難所の保健衛生班」）は、福祉避難所受入対象候補者状況チェック表（資料2）により、福祉避難スペースの要配慮者本人の心身の状況、介助者の有無、障がいの種類や程度、本人や家族の希望等を確認し、市災害対策本部（災対福祉保健部）に報告します。²⁵

イ 被害状況の把握（②）

福祉避難所に指定された施設の施設管理者は、災対福祉保健部に施設の被害及び受け入れ可能人数の状況を福祉避難所状況報告書（資料3）で報告します。

災対福祉保健部は、災対総務部及び災対福祉保健部の職員を施設に向かわせ、福祉避難所（建物）立ち入り前の安全確認チェック表（資料4）により、福祉避難所の施設の安全性（ライフラインの使用可否、施設の安全確認チェック）の調査を実

²⁵ 市災害対策本部との通信は、携帯電話、特殊公衆電話（特殊公衆電話の設置・利用に関する覚書により東日本電信電話株式会社が設置する特殊公衆電話をいいます。）、無線器等により行います。

施し、福祉避難所開設の可否を判断するとともに、受け入れ可能人数を把握します。

ウ 開設要請・承諾（③）

災対福祉保健部は、福祉避難所開設要請書（資料５）により福祉避難所に指定された施設に開設の要請をします。

エ 要配慮者の受入れ調整（④）

災対福祉保健部は、福祉避難所受入対象候補者状況チェック表をもとに市内全体の避難所の福祉避難スペースの要配慮者中で身体の状態、心身の健康状態等を考慮して、緊急性の高い要配慮者の福祉避難所への移送を決定し、福祉避難所避難者受入要請書（資料６）により、福祉避難所の施設管理者に要配慮者の受入れを要請します。

オ 災対福祉保健部職員の配置（⑤）

公共施設²⁶の福祉避難所を開設するときは、災対福祉保健部の職員を配置し、福祉避難所の管理・運営を行います。

民間施設²⁷の福祉避難所を開設するときは、災対福祉保健部の職員を派遣し、福祉避難所の管理・運営の支援にあたります。福祉避難所の管理・運営の支援として①災対福祉保健部への定時報告、②避難者名簿の管理、③福祉避難所運営の支援、④災対福祉保健部へ食料、資機材、物資の要請、⑤新たな要配慮者の受入調整等を行います。

カ 人材確保（⑥）

災対福祉保健部は、要配慮者の避難生活を支援するために必要な有資格者（保健師、看護師、薬剤師、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、ヘルパー等）の専門的人材が不足することが想定されます。この場合には、東京都災害福祉広域支援ネットワークを活用して、東京都福祉保健局に広域支援（福祉専門職の応援）を要請します。

災対福祉保健部は、福祉避難所の運営に従事する介助スタッフ等について、市災害対策本部への要請及び各施設管理の職員の協力を得ながら確保に努めます。

人員が不足する場合は、災対福祉保健部は、次の団体・個人に要請します。

- ①こまえくぼ１２３４に登録した市民活動支援団体
- ②社会福祉協議会
- ③協定自治体
- ④市内大学生

福祉避難所の運営に従事する介助スタッフ等は、避難生活に関する支援を分担します。

²⁶ 公共施設に私立幼稚園を加えます。

²⁷ 民間施設から私立幼稚園を除きます。

障がい者等	☐ 福祉避難所運営の業務 ☐ 福祉避難所の開設準備 ☐ 物資、資機材の輸送 ☐ 福祉避難所への搬送 ☐ 清掃及び防疫活動 ☐ その他危険を伴わない軽易な作業
高齢者	☐ 高齢者の生活支援 ☐ 要配慮者の介護、看護活動の補助
障がい者	☐ 障がい者の生活支援 ☐ 手話・筆談などの情報伝達への支援協力
妊産婦、乳幼児	☐ 乳幼児保育のサポート

外部からボランティアが直接、施設にボランティア活動の申出があった場合は、受付、傷害保険の加入、適正な配置等のため、東京都・市災害ボランティアセンターで受付するよう誘導します。

キ 開設準備

災対福祉保健部は、福祉避難所の開設に必要な次表に掲げる物資、資機材の確保を災対総務部に依頼します。

災対福祉保健部の職員（民間施設にあっては「施設管理者」）は、施設管理者（民間施設にあっては「災対福祉保健部の職員」）と協議しながら、避難者の状態や施設の被害状況等を考慮し、共同生活が円滑に進められるよう、福祉避難所のレイアウトを早期に決定します。レイアウトを決める際は、限られたスペースでプライバシーを守る居住空間を考慮するため、パーティション等を有効活用します。

特に配慮が必要な要配慮者については、小部屋や冷暖房設備が整備された部屋を割り当てます。

また、避難生活のなかでのトイレや着替え等女性のプライバシーを確保し、安全対策をとることが必要であり、女性専用スペースを設置します。

【福祉避難所必要物品一覧表】

品物			数量	必需品	あいとびあ 備蓄済	市全体 備蓄数	備考
◆ 共通	生 活	毛布	25 枚	○	600 枚	8,133 枚	・数量は福祉避難所ごとの必要数
		災害用ダンボール	100 枚	○	×	×	同上
		汚物処理剤・ 処理袋	60 回分	○	×	11,700 枚	同上
		発電機	2 台	○	3 台	75 台	・あいとびあ（2.6k2 台、エネポ 1 台）

						・数量は福祉避難所ごとの必要数
	投光機	2 台	○	4 台	51 台	・あいとぴあ 3 台はバルーン型 ・数量は福祉避難所ごとの必要数
	照明スタンド	LED 45 台 水電池 20 台	○	1 台 (ランタ ン)	65 台	・数量は福祉避難所ごとの必要数
	懐中電灯	2 台	○	×	240 台	・防水ライト 33 台、強カライト 122 台、ヘッドランプ 85 台 ・数量は福祉避難所ごとの必要数
	乾電池	25 本	○	×	1,360 本	・単一、単二、単三の総数 ・数量は福祉避難所ごとの必要数
	簡易ベッド	5 台	○	×	2 台	・救助ベッド 高架下 ・数量は福祉避難所ごとの必要数
	トイレットペ ーパー	6ロール	○	×	11,600 個	・数量は福祉避難所ごと5人あた り3日分の必要数
	保存用燃料	24L	-	×	340L	・燃料はガソリン ・数量は福祉避難所ごとの必要数
	固形燃料	250g× 350 個 550g× 888 個	-	×	1,238 個	・数量は福祉避難所ごとの必要数
	携行缶 (20L)	2 個	-	×	27 個	・27 個のうち 10 個はカラ ・数量は福祉避難所ごとの必要数
	間仕切り	5 枚	-	×	×	・数量は福祉避難所ごとの必要数
食 料	食料	45 食	○	×	73,944 食 (8,216 人 ×3 食×3 日) 以上	・数量は福祉避難所ごと5人あた り3日分の必要数
	飲料水	45L	○	×	×	・水は粉ミルク用として備蓄 ・一般市民は浄水場の水を利用す ることを想定している。 ・数量は福祉避難所ごと5人あた り3日分の必要数

		飲料水袋	5L：4枚 10L：1枚 20L：1枚	○	×	10,900枚	• 5L：5600枚、6L：5,000枚、10L：200枚、20L：100枚 • 数量は福祉避難所ごと5人あたり3日分の必要数
		消毒液（ピューラックス）	375L	○	○ （医療用資機材）	×	• （医療用資機材） ①ピューラックス 600mL ②手指消毒液 0.2% 500mL×5 • 数量はあいとびあセンターに備蓄している総数
		ラップ	2本	○	×	60本	• 数量は福祉避難所ごと5人あたり3日分の必要数
		割り箸	45膳	-	×	6,000膳	同上
		スプーン	3個	-	×	3,000個	同上
		皿	3枚	-	×	6,000枚	同上
		かまど	-	-	×	○	• まかない君 14個、訓練用大釜 6個（釜、鍋がセットになっている） • 燃料は高架下に備蓄しているガスボンベを使用
		釜	-	-	×	○	
		鍋	-	-	×	○	
		移動式炊飯器	-	-	×	×	アルファ化米等はお湯を使用するため炊飯器は備蓄なし。炊飯袋は9,500枚高架下に備蓄
		ポリ容器	-	-	×	490個	10L：水防倉庫のみ8個 20L：高架下322個 20L 折りたたみ式：150個（各倉庫）
	衣類	衣類等（下着を含む）	15枚	-	×	肌着 900枚	• 数量は福祉避難所ごと5人あたり3日分の必要数
	衛	マスク	15枚	○	×	375枚 （救急医薬品）	同上
	生	ウェットティッシュ	300枚	○	×	36,000枚	• エピスタプロブル 30枚入×1200個

						・数量は福祉避難所ごと5人あたり3日分の必要数
	ティッシュペーパー	3個	○	×	×	・数量は福祉避難所ごと5人あたり3日分の必要数
	歯ブラシ・歯磨き粉	6セット	○	×	×	同上
	仮設トイレ（洋式）	5基	-	×	84基	・貯留式（車椅子洋式76台、一般洋式8台） ・数量は福祉避難所ごとの基数
	救急箱	1個	-	×	15個	・他にあいとびあ救急医薬品あり ・数量は福祉避難所ごとの個数
	生理用品	60枚	-	×	1,950枚 （衛生用品）	・（衛生用品）1,950枚：130枚（昼用102枚+夜用28枚）×15個 ・（東京都支援物資）30個※仕様不明のため枚数カウントせず ・数量は福祉避難所ごと5人あたり3日分の必要数
	ビニール手袋	15双	-	×	180双	・（救急医薬品）ポリ手袋6枚入×2個×15個 ・数量は福祉避難所ごと3日分の必要数
	石鹸	3個	-	×	×	・数量は福祉避難所ごと3日分の必要数
	三角巾	10枚	-	×	150枚	・（救急医薬品）大きさ105×105×150cm ・（衛生用品）各避難所備蓄※数不明のためカウントせず ・数量は福祉避難所ごとの必要数
	さらし	10枚	-	×	×	・数量は福祉避難所ごとの必要数
その他	ポリ袋	12枚	○	×	×	・数量は福祉避難所ごと3日分の必要数
	タオル	60枚	○	×	×	同上
	ホワイトボード	-	-	×	○	ペーパータイプ 約40個

		ビニールシート	5枚	-	×	576枚	・ブルーシート ・数量は福祉避難所ごとの必要数
		コードリール	5個	-	×	5個	・各避難所×1、水防倉庫×4 ・数量は福祉避難所ごとの必要数
		テント	2台	-	×	52台	・3間×5間3台、日赤34台、 屋内テント15台 ・数量は福祉避難所ごとの必要数
		ヘルメット	10個	-	×	×	・数量は福祉避難所ごとの必要数
		標旗	5個	-	×	×	同上
		腕章	50個	-	×	×	同上
		ロープ	10本	-	×	×	同上
		担架	2台	-	2台	34台	・福祉避難所用ハンディストレッ チャー2台を防災センターに備 蓄済、総務課に通常担架2台 ・数量は福祉避難所ごとの必要数
◆高齢者用	食料	おかゆ	45食	○	×	7,200食	・数量は福祉避難所ごと5人あたり 3日分の必要数
	衛生	紙おむつ（大人用）	30枚	○	×	3,420枚	・S～M、L～LL ・数量は福祉避難所ごと5人あたり 3日分の必要数
	生活	杖	5個	-	×	×	・数量は福祉避難所ごとの必要数
		車イス	5台	-	×	×	同上
◆障がい者用	食料	流動食（ペースト食）	45食	○	×	×	・おかゆは備蓄済み ・数量は福祉避難所ごと5人あたり 3日分の必要数
	衛生	紙おむつ（大人用）	45枚	○	×	3,420枚	・成人用 S～M、L～LL ・数量は福祉避難所ごと5人あたり 3日分の必要数
		紙おむつ（子ども用）	45枚	○	×	17,508枚	・幼児用 S、M、L※妊産婦・乳 児用と同じ ・数量は福祉避難所ごと5人あたり 3日分の必要数
		紙おむつパット	45枚	○	×	×	・数量は福祉避難所ごと5人あたり 3日分の必要数

		おしり拭き	225 枚	○	×	36,000 枚	・ウェットティッシュ（エピスタブ ロプル 30 枚入×1200 個：各避難所）※共通ウェットティッシュ、妊産婦・乳幼児用と同じ ・数量は福祉避難所ごと5人あたり3日分の必要数
		ストーマ装具（便）	10 個	○	×	×	・数量は福祉避難所ごと5人あたりの必要数
		ストーマ装具（尿）	10 個	○	×	×	・数量は福祉避難所ごと5人あたりの必要数
		ウロガード	10 個	○	×	×	同上
		災害用オストメイトトイレ	1 台	-	×	×	・数量は福祉避難所ごとの必要数
	生 活	補聴器	5 個	-	×	×	同上
		人工内耳用電池（聴覚）	5 個	-	×	×	同上
		手旗（黄色）（聴覚）	5 個	-	×	×	同上
		メガネ	5 個	-	×	×	同上
		携帯用酸素ボンベ	15 本	-	×	×	同上
		歩行補助杖	5 組	-	×	×	同上
		筆談用筆記用具	1 組	-	×	×	・筆記用具は各避難所備蓄済 ・手話ハンカチ各避難所 1 枚ずつ備蓄済
		痰吸引器	1 組	-	△（医療用資機材）	×	・（医療用資機材）吸引器 1 台 パワースマイル KS-1000 ・数量は福祉避難所ごとの必要数
		白杖	2 本	-	×	×	・数量は福祉避難所ごとの必要数
		災害ベスト（視覚・聴覚・その他）	6 枚	-	○（視覚・聴覚）	36 枚	・視覚 2 枚、聴覚 2 枚、その他 2 枚 ・数量は福祉避難所ごとの必要数
		車いす	5 台	-	×	×	・災害時は地域福祉課、市社会福祉協議会から調達 ・数量は福祉避難所ごとの必要数

◆妊産婦・乳幼児用	食料	粉ミルク	1500 g	○	○	○	・新生児用、フォローアップ用、アレルギー対応 ・数量は福祉避難所ごと5人あたり3日分の必要数
		哺乳瓶	6本	○	○	152本	・120mL：20本、240mL：120本、魔法瓶：12本 ・数量は福祉避難所ごとの必要数
		哺乳瓶用消毒液	1本 (1.8ℓ)	○	×	×	・数量は福祉避難所ごと5人あたり3日分の必要数
		消毒液専用容器	2個	○	×	×	・数量は福祉避難所ごとの必要数
		離乳食（初期用）	15食	○	×	×	・数量は福祉避難所ごと5人あたり3日分の必要数
		離乳食（中期用）	30食	○	×	×	同上
		離乳食（後期用）	45食	○	×	×	同上
		哺乳瓶洗いブラシ	1本	○	×	×	・数量は福祉避難所ごとの必要数
		乳首洗いブラシ	1本	-	×	×	同上
		子ども用スプーン	5本	-	×	×	・数量は福祉避難所ごと5人あたりの必要数
		子ども用箸	5膳	-	×	×	同上
	衛生	紙おむつ（乳児用）	150枚	○	×	17,508枚	・幼児用 S、M、L※障がい者用と同じ ・数量は福祉避難所ごと5人あたり3日分の必要数
		おしり拭き	240枚	○	×	36,000枚	・ウェットティッシュ（エピスタブ ロブル 30枚入×1200個：各倉庫）※共通ウェットティッシュ、障がい者用と同じ ・数量は福祉避難所ごと5人あたり3日分の必要数

		ガーゼ	1 袋 (10 枚)	-	×	150 枚 (救急医薬品)	・救急医薬品 10 枚ずつ、衛生用品は数不明 ・数量は福祉避難所ごと 5 人あたり 3 日分の必要数
		乳幼児用おやつ	30 食	-	×	×	・数量は福祉避難所ごと 5 人あたり 3 日分の必要数
		マスク子ども用	30 枚	-	×	×	・マスクは備蓄済 (子ども用なし) ・数量は福祉避難所ごと 5 人あたり 3 日分の必要数
	生活	卓上コンロ	1 台	○	×	○	・卓上コンロ (ガスボンベ 3 本セット) ・数量は福祉避難所ごとの必要数
		ガスボンベ	3 本	○	×	○	
		やかん	1 個	○	×	×	・数量は福祉避難所ごとの必要数
		バスタオル	15 枚	-	×	×	・数量は福祉避難所ごと 5 人あたりの必要数
		おんぶ紐	5 本	-	×	×	同上
		ティッシュ	3 箱	-	×	×	・数量は福祉避難所ごと 5 人あたり 3 日分の必要数
		ポット	1 本	-	×	×	・数量は福祉避難所ごとの必要数
		ふた付きゴミ箱 (ポリペール)	2 個	-	×	×	・数量は福祉避難所ごとの必要数

ク 要配慮者の移送 (⑦)

要配慮者の避難所から福祉避難所までの移送は、原則として、①要配慮者の家族等が行います。

ただし、要配慮者の家族等で移送できない場合には、②市職員又は③ボランティアが行います。移送にあたり、介護等にあたる最低限の家族等 (原則 1 名) を同行するよう家族等に依頼します。

移送にあたっては、第 2 章 18 で記載したとおり、事業者との間に災害時の人員移送等に関する協定を締結していますので、必要に応じて事業者に移送を依頼します。

ケ 開設の報告及び情報提供

福祉避難所に配置された災対福祉保健部の職員は、福祉避難所状況報告書 (資料 3) により、福祉避難所開設の報告をします。福祉避難所開設の報告を受けた市災害対策本部は、東京都に福祉避難所開設の報告をします。

また、災対企画財政部は、次の方法等により地域住民向けの広報活動を行います。

- ①報道機関への情報提供
- ②ホームページ、Facebook、Twitter
- ③メール（エリアメール、こまえ安心安全情報メール）・ブログ

コ 避難者名簿の作成・管理

災対福祉保健部の職員は、要配慮者を福祉避難所に搬送するにあたり、搬送する要配慮者の名簿を福祉避難所避難者個別名簿（資料7）及び福祉避難所別避難者一覧表（資料8）により作成し、施設管理者に提供します。

福祉避難所に配置された災対福祉保健部の職員は、避難者名簿の整理及び集計を定期的に行い、災対福祉保健部に福祉避難所状況報告書（資料3）により福祉避難所の状況を報告します。

（3）福祉避難所の運営

ア 食料・物資の要請

災対福祉保健部の職員は、狛江市避難所運営基本マニュアル（以下「マニュアル」という。）に従い、食糧依頼伝票（兼）処理表（様式5。マニュアル 66 頁参照）及び物資依頼伝票（様式6。マニュアル 67 頁参照）により、市災害対策本部に要請します。

イ 食料・物資の管理

施設管理者は、災対福祉保健部の職員と協力し、市災害対策本部から支給される食料、物資を避難者に配給します。食料、物資は、十分に行き届かないことも考えられるため、在庫の状況を常に把握して計画的に配給するとともに、公平性の確保に最大限配慮して配給を行います。また、配給する物資によって、配給する担当者についても配慮するなどきめ細やかな対応を行うようにします。

ウ トイレに関する対応

施設管理者は、施設内のトイレが使用可能かどうか早急に調べ、排水管の破損等により使用不可能なトイレは使用を禁止し、応急的に次の方法で対応します。このとき必ず「手すり」等を設置します。

- ①既設のトイレを活用した汚物処理剤による処理
- ②簡易トイレ（備蓄品）

災対福祉保健部の職員は、施設管理者と協力し、衛生管理（清掃、手洗い消毒液の交換など）を毎日行います。仮設トイレのくみ取りは、状況を見て早めに要請します。

施設管理者は、トイレの使用についての注意事項を福祉避難所内トイレ及び仮設トイレそれぞれに貼り、避難者への周知徹底を図ります。

災対福祉保健部の職員は、避難者数に比べてトイレ数が少ない場合などは、仮設トイレの設置を市災害対策本部に要請します。

トイレの夜間照明を明るくする、男子トイレと女子トイレの距離をあける、障がい者対応の共用トイレを複数設ける、といった工夫をします。

エ 避難施設内の清掃とごみに関する対応

施設管理者は、福祉避難所全体で毎日1回の清掃を心掛けます。

避難者自身も可能な範囲で清掃に協力します。

施設管理者は、ごみの集積場所（収集が容易で屋外の直射日光が当たらない場所）を指定し、張り紙などにより避難者等への周知徹底を図ります。

施設管理者は、避難者に各自で可燃・不燃ごみなどに分別させ、所定の場所へ整然と置くよう指示します。

オ 防疫に関する対応

施設管理者は、災害時の衛生管理の方法（資料9）を参考に防疫に関する対応を行います。

カ 問い合わせへの対応

災対福祉保健部の職員は、作成した避難者名簿に基づき、安否確認等への問い合わせに対応します。避難者のプライバシーと安全を守るため、受付・対応者を特定します。

受付・対応者は、電話を直接避難者には取り次がないようにします。電話があった場合には、避難者又は家族等に伝え、折り返し避難者の方から連絡します。（福祉避難所内の電話は受信専用とします。）

キ マスコミの取材等への対応

施設管理者は、災対福祉保健部の職員と連携し、取材等へ対応します。

施設管理者は、原則として、居住空間に立ち入る際は、避難者全員の了解を得るものとします。

避難者に対する取材、写真撮影等は、市職員又は施設の職員の者を介して避難者が同意した場合のみ対応することとします。

ク 生活情報等の掲示

災対福祉保健部の職員は、求められる様々な情報について、テレビ・ラジオ新聞などの情報を収集し、掲示板など様々な手段で提供します。情報伝達機器のうち、テレビは「字幕付き」、電話は「ファクシミリ付き」を設置します。

ケ ボランティアの受入れ

災対福祉保健部の職員は、福祉避難所の運営状況から判断し、ボランティア派遣が必要な場合には市災害ボランティアセンターにボランティア派遣の要請をします。

ボランティアの担当する仕事は、福祉避難所生活に関する支援とします。

災対福祉保健部の職員は、施設管理者と連携して、ボランティアが効果的に活動ができるよう配慮するものとします。

コ 施設管理

昼間において、災対福祉保健部の職員は、施設管理者と連携を密にし、施設の管理に協力します。

夜間において、災対福祉保健部の職員は、次表のとおり宿直者のいる施設にあっては可能な範囲で宿直するものとするものとし、私立幼稚園などの宿直者のいない施設にあっては 1 名以上宿直するものとしします。

	名称	用途 (予定)	施設担当 職員数	職員宿 直者数	備考
①	あいとぴあセンター	要支援者用	4	2	
②	西河原公民館	〃	4	2	
③	中央公民館	〃	4	2	
④	野川地域センター	〃	2	1	
⑤	岩戸地域センター	〃	2	1	
⑥	南部地域センター	〃	2	1	
⑦	狛江こだま幼稚園	乳幼児、妊産婦用	2	1	
⑧	狛江みずほ幼稚園	〃	2	1	
⑨	子鹿幼稚園	〃	2	1	
⑩	社会福祉法人狛江福祉会こ まえ苑	高齢者用	2	0	

福祉避難所内は、不特定多数の者が共同生活を行うこととなります。過去の事例においては、震災に乗じて不安心理に付け込んだ詐欺や窃盗、迷惑行為、性犯罪、空き巣等が発生しています。秩序維持のため、福祉避難所内において、昼夜、複数人による定期的な巡回を行います。また、施設担当職員により入所者及び退所者の管理を行うようにします。

(4) 要配慮者の生活支援

ア 要配慮者の生活支援

災対福祉保健部の職員及び施設管理者は、避難している要配慮者の健康状態や必要な支援などを把握します。

男女のニーズの違い等に十分配慮し、プライバシーの保護に努めます。

避難生活のなかで性暴力がおこるおそれがあり、特に障がいのある女性は暴力から逃れるのが困難なことがあります。性暴力の防止対策及び万が一被害があった場合の相談・支援体制を用意します。

福祉避難所では、要配慮者の特徴と配慮事項（資料 10）を参照して、要配慮者それぞれの配慮事項に応じた対応を図ります。

イ 既存の福祉サービスの提供

災対福祉保健部の職員は、要配慮者が災害前に受けていた福祉サービスや医療を

災害後も継続的に受けることができるよう福祉サービス事業者等と連携を図り、避難している要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供するよう努めます。

福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等の在宅福祉サービスの提供は、福祉各法により実施します。

ウ 相談窓口の設置

施設管理者は、災対福祉保健部の職員と連携して、避難している要配慮者とその家族が相談できるよう窓口を設置します。

エ 緊急入所等の実施

災対福祉保健部の職員は、福祉避難所での生活が困難な要配慮者について、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応します。

要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送します。

(5) 福祉避難所の閉鎖

災対福祉保健部の職員は、福祉避難所の利用が長期化し、福祉避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合には、市災害対策本部と連携しながら福祉避難所の統廃合を図ります。

災対福祉保健部の職員は、避難している要配慮者及びその家族に十分説明し、福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めます。

災対福祉保健部の職員は、避難している要配慮者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したときは、施設管理者と連携して、必要な原状回復を行い、福祉避難所を閉鎖します。

3 平常時における取組

(1) 福祉避難所の周知

市（福祉保健部）は、災害発生時に要配慮者の支援を円滑に行うため、福祉避難所に関する情報を広く住民に周知します。特に要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して、周知徹底を図ります。

(2) 福祉避難所の資機材・人材の確保

ア 資機材の確保

市（総務部及び福祉保健部）は、施設管理者と連携し、福祉避難所における必要な物資・器材（この章の2（2）キの福祉避難所必要物品一覧表参照）を調達できる体制の確保に努めます。

市（総務部及び福祉保健部）は、関係団体・民間事業者と協定を締結するなどの連携を図ります。

施設管理者は、福祉避難所開設に必要な資機材の備蓄に努めるものとします。

イ 人材の確保

市（福祉保健部）は、要配慮者の避難生活を支援するために必要な有資格者（保健師、看護師、薬剤師、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、ヘルパー等）の専門的人材の確保に関して、関係団体・事業者等と協定を締結するなど、災害発生時に人的支援を得られるよう連携を図ります。

粕江市市民活動支援センター（こまえくぼ1234）は、一般ボランティアについて、防災講座の開催や訓練等により、ボランティア養成に取り組み、災害発生時における福祉避難所への受入体制を検討しておきます。

(3) 社会福祉施設、医療機関等との連携

ア 福祉避難所の設置・運営にかかる連携強化

市（福祉保健部）は、専門的な人材の確保や福祉機器の調達、緊急入所等に関しての協力を得るため、社会福祉施設、医療機関等との情報共有の場を設けます。

市（総務部・福祉保健部）は、社会福祉施設等の関係団体・事業者間との協力体制も重要となることから、関係団体・事業者同士の協定を締結するなど、平常時から連携強化を図ります。

市（福祉保健部）は、福祉避難所での感染症の発生・拡大、発症した場合の適切な対応を図るため、医師会等と協定を締結するなど平常時から連携強化を図ります。

イ レイアウトの検討

市（福祉保健部）は、施設管理者と協議し、居住スペースが確保できるようレイアウトを検討します。

ウ 緊急入所等への対応

福祉避難所は、福祉施設に入所し、そこでの対応が想定できる者以外が対象となりますが、認知症の人など、専門的なケアを要する要配慮者については、専門的な

施設への緊急一時入所等の対応が必要となることから、市（福祉保健部）は、社会福祉施設等と事前に協議を行い、連携を図ります。

次の者は、医療機関への搬送が必要となるため、市（福祉保健部）は、平常時から災害時の受け入れについて医療機関等との連携を図ります。

①症状の急変等により医療処置や治療が必要と判断される者

②在宅の難病患者（人工呼吸器、酸素供給装置等使用）

（４）福祉避難所の設置運営訓練等の実施

市（総務部・福祉保健部）は、迅速な福祉避難所の開設が図られるよう、公共施設に設置される福祉避難所にあっては総合防災訓練時に施設管理者と連携して設置運営訓練を実施し、協定を締結した民間施設に設置される福祉避難所にあっては合同の訓練や連絡会議を開催するよう努めます。

また、市（福祉保健部）は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう民間の福祉施設の管理者と定期的にマニュアルの共有化を図ります。

自主防災組織（狛江市防災会、避難所運営協議会）、地域住民、関係団体、要配慮者、その家族等に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の開設手順やルール等に関する知識を普及啓発します。

施設管理者は、各施設の職員に福祉避難所を開設した時の手順の周知を図るよう努めます。

資料集

【資料1】 粕江市地域見守り活動支援対象者名簿登録申込書

粕江市地域見守り活動支援対象者名簿登録申込書															
粕江市長 宛て ※可能な範囲でご記入ください。					支援区分			登録番号							
本人の 情報	(フリガナ) 名 前					性別	□男 □女		年齢	____ 歳					
	住 所	〒										世帯の人数			
													人		
	日中はひとりですか				はい ・ いいえ				前回の答え	(はい又はいいえ)					
	連絡先①	自宅電話番号													
	連絡先②	携帯電話番号													
連絡先③	その他														
緊急時の 連絡先	①	(フリガナ) 名 前					本人との 続柄								
		住 所													
		連絡先①	自宅電話番号												
		連絡先②	携帯電話番号												
	②	(フリガナ) 名 前					本人との 続柄								
		住 所													
		連絡先①	自宅電話番号												
		連絡先②	携帯電話番号												
	民生委員														
	◆日常的又は緊急時に手助けが必要なとき援助してくれる人がいますか。												前回の 答え		
1 いらない 2 いる (親族 ・ 知人 ・ 近隣の人 ・ その他)															
◆あなたの世帯の状況を選んでください。												前回の 答え			
1 ひとり暮らし 2 同居全員が、75歳以上の世帯 3 子どもと同居															
4 子どもとその家族と同居 5 その他世帯 6 入院中・老人ホーム入所中															
情報提供について 同意します ・ 同意しません (丸をつけてください。) ※「同意します」とは…記載した個人情報について、市及び市が協定を結んだ支援組織に情報提供すること、また、登録内容について市の保有する情報(住民基本台帳等)と照合することについて同意をすることです。															
		(記入日)	年	月	日	(登録者本人) 署 名									
		(記入日)	年	月	日	(緊急時連絡先の方) 署 名									
※この個人票について、民生委員は守秘義務を守ります。(民生委員法第15条)															

避難行動要支援者支援 個別計画					
支援時に必要なこと	本人の状況		必要なものなど		
	□一人で歩くことが難しい		□杖 □シルバーカー □車いす □その他 ()		
	□耳の聞こえに不安がある		□補聴器 □筆記用具 □災害用ベスト □その他 ()		
	□視力に不安がある		□めがね □白杖 □災害用ベスト □その他 ()		
	□コミュニケーションに不安がある		□ヘルプカード □筆談器 □コミュニケーションボード □その他 ()		
	□その他 注意してほしいこと		□物忘れがある □その他 ()		
緊急時の準備	災害時集合場所				
	避難所				
	災害時集合場所までの避難経路				
	災害時集合場所における見守り体制等		(家族・親族等がない場合の体制について記載)		
	災害時集合場所から避難所への移送方法		(車両、車いす等の移動手段が必要な場合に記載)		
	災害などの際に避難先で必要なもの(準備しておくもの)		□常備薬 □入れ歯 □手帳等(身体、愛、精神、お薬) □保険証・医療証等 □いつも使用している医療機器		
	その他配慮が必要なこと				
	避難行動要支援者登録	□登録済	□登録していない	□対象外	
	ヘルプカード	□発行済	□発行していない	□対象外	
支援をしてくれる人	ケアマネジャー	事業所名(担当者の名前)		住所	
				電話	()
				携帯	()
	相談支援専門員	事業所名(担当者の名前)		住所	
				電話	()
				携帯	()
	かかりつけの病院・医師	病院名(医師の名前)		住所	
				電話	()
				携帯	()
	安否確認者① ※近隣に住んでいる家族や近所の方を記載	氏名(団体名)		住所	
				電話	()
				携帯	()
		関係			
	安否確認者② ※近隣に住んでいる家族や近所の方を記載	氏名(団体名)		住所	
				電話	()
		携帯	()		
関係					

支援者の 気づき	備 考 欄	
	支援者メモ	
※安否確認者は、要支援者と安否確認者として合意した上で2人以上定めてください。		
※市が協定を結んだ支援組織については別紙を参照してください。		

【資料１の２】在宅人工呼吸器使用者用個別計画（狛江市地域見守り活動支援対象者名簿情報管理責任者等登録届（在宅人工呼吸器使用者用）

在宅人工呼吸器使用者のための
災害時個別支援計画

さん

住所

電話番号

作成日	年	月	日
更新日	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日

I 共通事項

◆災害時に備えて置くもの（☆7日を目安に）

まとめられるものはひとまとめにしてベッドの近くに置いておきましょう。

その他非常用食品、衣類等も一緒に準備しておきましょう。

品目	個数	置いてある場所
蘇生バッグ		
外部バッテリー		
予備の呼吸器回路一式		
予備の吸引器		
予備の吸引チューブ		
グローブ		
アルコール綿		
蒸留水		
経腸栄養剤		
薬		
懐中電灯		
乾電池		
発電機と使用燃料		
延長コード		
ラジオ		

◆自宅付近のハザード（※想定される被害を○で囲みましょう。）

情報更新日 年 月 日

①洪水 ②土砂災害 ③地震 ④その他（ ）

◆地域見守り活動支援対象者名簿登録

①済 ②未（・登録予定 年 月 ・登録しない）

【作成の手引】

◆災害に備えて準備しておくもの

品目	必要性・使用法	留意点
蘇生バッグ	停電による呼吸器停止時に手で呼吸を確保する道具	<u>手の届く定位置にすぐ使える状態にしておく。</u> 緊急時に複数の人が使用できるよう日ごろから練習しておく。
外部バッテリー	停電時の電源。①常に人工呼吸器に繋しておくタイプと、②停電時（使用時）に繋ぐタイプがある。	<u>②のタイプの注意点は、繋ぎ方を練習しておく、月1回は充電する、バッテリーが劣化するため2年位を目安に交換する。</u> 劣化状態の確認法は、フル充電で何時間使用できるか計測する。
予備の呼吸器回路一式	災害時の影響による破損、新しい回路の供給ができなくなるおそれがある。	一式は準備しておく。
予備の吸引器	<u>充電式や足踏み式の吸引器が必要</u>	充電式吸引器は常に充電しておく。バッテリーが劣化するため、2年を目途に交換する。
予備の吸引チューブ、グローブ、アルコール綿、蒸留水	平常時の吸引回数を考慮し、7日分以上の量を準備する。	
経腸栄養剤、薬	7日分以上の量を準備し、 <u>最新版の処方箋のコピーも入れておく。</u>	薬や滅菌物は使用期限があるため、 <u>定期的に確認し、確認した日付を記載する。</u>
懐中電灯、乾電池	介護用にはランタン型やヘッドランプ型が便利である。	懐中電灯、ラジオ等の種類に応じた電池を多めに準備する。
発電機と使用燃料	<u>発電機を直接人工呼吸器に繋ぎ作動させることは推奨されていません。</u> 必ず主治医や人工呼吸器取扱事業者を確認する。 <u>ガソリンは、携行缶にできるだけ満タンに入れ、冷暗所に保管する。</u>	<u>発電機を作動中は、一酸化炭素中毒の危険があるので、必ず屋外で使用する。</u> <u>ガソリンは、半年以内を目安に使い切ることが望ましい。</u> 個人で所有できる量が限定されているため、詳細は消防署等で確認する。

延長コード	自家用車や発電機から電気を取る場合や避難所等で使用するために準備する。	
ラジオ	電池式や手回し式を準備する。	携帯電話のワンセグも活用する。

◆自宅付近のハザード

居住地区の防災マップ・ハザードマップを確認し、自宅付近にどのような災害の危険性があるのか調べ、「洪水」「高潮」「土砂災害」「地震」の中で起こりうるものに○を付ける。オイルタンクが付近にある、住宅が密集していて火災が広がりやすい等その他に考えられるハザードがある場合には「その他」に丸を付け、カッコ内に具体的に記載する。

◆地域見守り活動支援対象者名簿登録

粕江市地域見守り活動支援対象者名簿登録制度に登録しているかどうかを記載する。

Ⅱ 停電時の対応

1. 人工呼吸器の電源

※外部バッテリーによる作動確認

外部バッテリー作動時間		内部バッテリー作動時間		合 計
時間	+	時間	=	時間

2. 酸素濃縮器 : 酸素ポンベへの切り替え

酸素ポンベ1本消費時間

時間

3. 酸素濃縮器 : 充電式吸引器の連続使用時間

分

※足踏み式吸引器の準備

確認すること

1. ブレーカーの確認 : ブレーカーが落ちていたら、ブレーカーを上げましょう。
ブレーカーが落ちていない場合、下記へ連絡して停電の確認をしましょう。

東京電力(多摩)カスタマーセンター Tel.0120-995-007

*大規模停電時にはつながりにくくなります。その場合は下記で確認します。

2. 停電情報の確認(東京電力 停電情報)

パソコン <http://teideninfo.tepco.co.jp>

携帯電話 <http://teideninfo.tepco.co.jp/i/>

□ 東京電力への登録

*事前に保健所・あいとびあセンター等を通して登録しておきましょう。

【作成の手引】

災害に迅速に対応するためには、どのような時にどのような行動をとるのか決めておく必要があります。

項目	事前に準備し記入しておくこと	停電になったら以下の順で行動する
人工呼吸器	外部バッテリーの接続が必要な人工呼吸器か確認する。	1 人工呼吸器の電源が外部バッテリーで作動しているか確認する。 2 外部バッテリーの接続が必要な機種は接続する。
バッテリーの作動時間	外部バッテリー・内部バッテリーの作動時間、合計を枠内に記入する。	
酸素使用者	酸素ボンベ1本の消費時間の目安を枠内に記入する。	3 酸素濃縮器を酸素ボンベへ切り替える。
充電式吸引器	連続使用時間を枠内に記入する。	4 充電式吸引器や足踏み式吸引器等を準備する。 充電式吸引器は頻回に使用すると充電が切れてしまうので、足踏み式吸引器等非電源式の吸引器の準備も必要
		以上の準備ができれば
停電情報	- 東京電力カスタマーセンターの連絡先を枠内に記入する。 - 東京電力のホームページの停電情報を確認しておく。(停電地域や復旧見込み時刻などを確認することができる。詳細は東京電力へ。) - 東京電力へ登録※しておく。	1 ブレーカーを確認する。 2 ブレーカーが落ちていない場合は、停電の確認をします。 (1)夜の場合は、電気が消えているのが自宅のみか、周辺すべてか確認する。 (2)東京電力カスタマーセンターへ連絡して、停電の確認をする。 (3)電話が繋がらない場合は、パソコンや携帯で東京電力ホームページの停電情報で確認する。

※東京電力に登録を行うと、地域に限局的な停電や計画停電の場合は個別に停電の連絡が来る。
大規模な停電の場合は停電の復旧が優先されるため、連絡は期待できない。登録の手続は、各保健所・あいとぴあセンター等で行っている。

Ⅲ 停電が長引きそうな場合の対応

1. 電源の確保

(必要な項目 □→■、接続する機器を○で囲む：事前に A(アンペア) 数を確認する。)

☐車のシガーライターケーブル (A)
・人工呼吸器 (A) ・バッテリー (A)
・その他 (A)
☐発電機 (A)
・バッテリー (A) ・吸引器 (A)
・酸素濃縮器 (A) ・その他 (A)
☐自家発電設備のあるところ：バッテリー充電
施設名 _____
住所 _____ TEL _____

2. その他の対応 (必要な項目 □→■、対応機器等を○で囲む。)

☐電池利用機器への切り替え：
・低圧持続吸引器 ・パルスオキシメーター ・その他 ()

☐エアマット：

☐人工呼吸器の加温加湿器：
・人工鼻の使用 ・加温加湿器へお湯の追加

3. 入院する

入院を調整する機関

(予定していた下記医療機
関が受入困難な場合)

医療機関名

_____ 電話 _____ へ相談

【作成の手引】

停電が長引きそうな場合には、さらに対応が必要となります。

項目	事前に準備し記入しておくこと	停電が長引きそうな場合の対応
1 電源の確保	停電が長引くと、バッテリーだけでは足りなくなるので、 <u>住宅事情などを考慮してあらかじめ電源を確保しておく。</u> 準備した項目の口を塗りつぶして■にする。	準備した■の項目の電源を使用する。
車のシガーライターケーブル	人工呼吸器取扱事業者が販売する専用のケーブル、又はシガーライターケーブル付きインバーター（ <u>正弦波に変換でき人工呼吸器などの精密機器につなげられるタイプ</u> ）を準備	<u>必ずエンジンを駆動させてからつなぐ。</u> （エンジン駆動時は電流が乱れるので故障の原因になる）
発電機	人工呼吸器とつなぐことは推奨されていない。使用を考える際には、必ず主治医と人工呼吸器取扱事業者を確認する。	<u>外部バッテリー等の充電用に使う。</u> <u>必ず屋外で使用する。</u>
自家発電設備のあるところ	バッテリー類の充電ができるよう、自宅の近くで <u>自家発電設備</u> があるところを確認し、施設名、住所・連絡先を記入しておく。	外部バッテリーの充電が必要となった場合には、記入してある施設に早めに行く。
電源に繋ぐ機器（ <u>電源から供給できる電力には限りがある。</u> ）	(1)使用機器の「A（アンペア）数」を確認しカッコ内に記入する。 機器の「W（ワット）数」や「VA（ボルトアンペア）数」を100で割る（÷100）と「A数」とほぼ同じ。 (2)使用機器の「A数」が電源の「A数」を超えないように接続する機器を決め、○で囲む。 機器が動き出すときは表記された容量の2～3倍の電力が必要なことを考慮する。	あらかじめ○で囲んだ機器を電源に繋ぐ。
2 その他の対処	対処が必要な項目や機器を事前に検討し、必要な項目は口を塗りつぶして■にし、対	準備した■の項目の○で囲んだ機器に対

	処する機器は○で囲む。	処する。
電池利用機器への切り替え	対処する機器は○で囲む。	○で囲んだ機器を電池利用機器に切り替える。
エアマット	長時間の停電では空気が抜けてしまうものがあるので、確認しておく。	空気が抜けてしまう場合は、空気を送り込むチューブの柔らかい部分を折り、紐で縛る等、 <u>空気が抜けない対策</u> をとる。
人工呼吸器の加温加湿器	代替方法（人工鼻、ぬるま湯を入れる）を主治医と相談し、対応方法を○で囲み、使用方法を習得しておく。	○を付けた対応をする。
3 入院する	備えがあっても電力確保が難しい、病状が不安定という場合には入院が必要となる。 事前に<u>災害時の緊急入院先</u>を決め、いざという時にすぐ連絡できるよう連絡先を書いておく。 入院調整が必要な場合には、どの機関が行うか決め、枠内に記入する。	記載してある入院先に連絡し、入院相談をする。

IV 地震

□患者さんは大丈夫ですか？（確認したら□にしてチェック）

□人工呼吸器は正常に作動していますか？

- 人工呼吸器に破損なく、作動しているか
- 異常な音、臭いは出していないか
- 呼吸回路の各接続部にゆるみはないか
- 回路は破損していないか
- 設定値が変わっていないか
- ※アラームが鳴っていないなくても必ず確認しましょう

転倒、落下物に注意
ギャジベッドを下げる
（停電すると動かなくなるため）

Yes

No

※人工呼吸器が正常に作動していない場合

1. 蘇生バッグによる呼吸を開始

パルスオキシメーターで確認 通常の SpO2

%

2. 連絡する

主治医 _____ TEL _____

人工呼吸器取扱事業者 _____ TEL _____

に連絡してください。

電気・水道の確認

人工呼吸器が正常作動している場合

停電あり

停電へ-ジ 確認！

□近隣で

火災

□近隣に支援者を求める

□安全な場所へ避難

可能であれば…「避難時の持ち出しセット」持参

□ 安否の連絡を入れる 利用する方法を□→■

□ 171 伝言ダイヤルへ録音（自宅電話番号：_____）

□ 携帯災害用伝言板（登録者：関係者リスト参照）

□ 電話連絡 _____ TEL _____

□ メール _____ メールアドレス _____

□安否確認者 関係者連絡リストの◎印の人が安否確認に来ます。

【作成の手引】

※倒壊や2次災害の危険が無い場合には、自宅で安否確認者を待つ。

地震に備えて事前に準備しておくこと。

1 環境整備

患者さんの周囲に転倒・落下してくる物がないよう整える。

2 主治医や人工呼吸器取扱事業者の連絡先などを枠内に記入しておく。

3 パルスオキシメーターで通常の酸素飽和度（SpO2）を測定し、枠内に記載しておく。

4 安否の連絡方法をあらかじめ決めて、利用する方法の口を塗りつぶし■にする。これらは体験できる日があるので、シミュレーションを行い、使用方法を関係者で確認しておく。

安否確認者は、関係者リストに◎を付けておく。

地震発生時の対応 確認したら各項目に☑をする。

安全の確保

1 地震発生時に患者の周囲に転倒・落下してくる物がないか確認し、電動ベッドがギャッジアップされている場合には、安楽な位置に下げる。

2 揺れが収まったら、患者に問題は生じていないか確認する。

人工呼吸器の作動確認 次に人工呼吸器の作動を以下の点で確認し、口をチェック

1 人工呼吸器に破損がなく作動しているか

2 異常な音・臭いはないか

外見の変化がなくても内部で破損している可能性もある。その手掛かりとなるのが音や臭い。

3 呼吸回路の各接続部に緩みはないか

4 回路は破損していないか

5 普段の設定値と変わっていないか

正常に作動していない場合、蘇生バッグによる呼吸に切り替える。

その上で、主治医や人工呼吸器取扱事業者に連絡する。

蘇生バッグは患者に確認しながら、日常の酸素飽和度（SpO2）を参考に使用する。

※停電の場合は、停電のページに沿って確認を続ける。

近隣で火災

1 地震の後には火災が発生する危険があるので、市の防災行政無線などに注意する。

2 近隣で火災が発生した場合は、枠内の対応を参考に速やかに避難する。

3 避難後には、必ず関係者へ避難したことや避難場所を連絡する。

安否の連絡

安全や機器の準備などが確保できたら、安否の状態を人工呼吸器使用者・家族から発信する。

V 風水害（洪水、高潮、土砂災害等）

■台風、大雨などで風水害が予想される場合

例）防災行政無線、エリアメール、こまえ安心安全情報メール等

からの情報に注意して、

避難準備・高齢者等避難開始が発令されたら、



避難する。

だれ 電話 に連絡して

移送手段 電話 で

避難場所

住所 電話 に

※避難してください。

■ 避難時の持ち出しセット（事前に外出用リストを作成しておきましょう。）

準備した項目の□にシでチェック

☐ 人工呼吸器	☐ 外部バッテリー	☐ 呼吸器回路
☐ 人工鼻（加温・加湿器）	☐ 蘇生バッグ	☐ 吸引器
☐ 吸引チューブ	☐ アルコール綿	☐ 蒸留水
☐ 経管栄養セット	☐ 経腸栄養剤	☐ 保険証
☐ 薬	☐ 延長コード	☐
☐	☐	☐
☐	☐	☐

【作成の手引】

台風や集中豪雨による洪水、高潮、土砂災害等に備えて準備をする。

項目	事前に準備し記入しておくこと	風水害が予想される場合の対応
情報の把握	- 避難のための情報を入手する手段を記入する。(防災行政無線・エリアメール、こまえ安心安全情報メール等) - 情報を得るのに登録が必要な場合には<u>登録をする</u>。	台風、大雨等の情報に注意する。
避難方法	- 避難することを連絡する先、移送手段、避難場所を決め、記入する。 - 避難する際に持参する<u>物品リストを作成する</u>。 - 不要な項目を消し、必要な項目は追加する。	- 市から「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」が発令されたら<u>避難する</u>。 (1) 記入した支援者に連絡する。 (2) 決めていた移送手段に連絡する。 (3) 避難時の持ち出しセットの口をチェックして持ち物を準備する。 (4) 決めていた災害時集合場所に避難する。

※ 日頃の外出の機会は、災害時の避難の訓練となる。

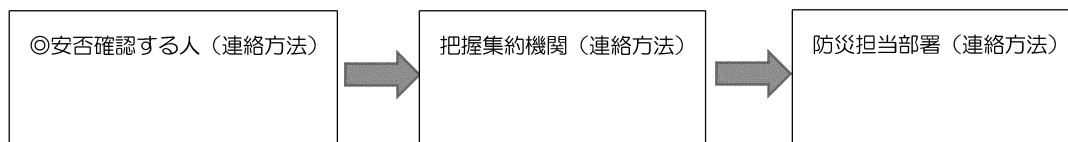
Ⅵ 連絡リスト

年 月 日 作成

◆関係者連絡リスト

安否確認 する人 ◎	災害用伝言 板登録 ◎	区分	担当者	所属	電話番号
		かかりつけ医			
		専門医			
		訪問看護ステーション			
		ケアマネジャー			
		保健師			
		訪問介護事業所			
		近隣者			
		避難所	住所・名称		

◆安否確認の流れ



◆医療機器取扱事業者リスト

区分	担当者	所属	電話番号
人工呼吸器（機種： ）			
酸素濃縮器（機種： ）			
吸引器（機種： ）			

◆家族・親族リスト

災害用伝言板 登録◎	続柄	氏名	住所又は勤務先	電話番号

【作成の手引】

◆関係者連絡リスト

- 1 関係者の名称、担当者、連絡先の一覧を作成する。
- 2 「安否確認する人」欄には、発災時に患者の安否確認をする人を決めて、◎を付ける。
- 3 「災害用伝言板登録」欄には、災害用伝言板の登録先を決めて、機関や関係者に◎を付ける。

◆安否確認の流れ

安否確認した情報をどのように伝えるか、記入する。

◆医療機器取扱事業者リスト

人工呼吸器、酸素濃縮器、吸引器等の医療機器取扱事業者の連絡先を書く。

◆家族・親族リスト

- 1 家族・親族について記載する。
- 2 災害用伝言板登録」欄には、災害用伝言板の登録先になっている場合に◎を付ける。

これらの情報は変動するので、確認した日を右上に記入する。

Ⅶ 緊急時の医療情報連絡票（在宅人工呼吸器使用者用）

*この連絡表は、災害時等に初めて対応する医療関係者に伝えたい医療情報をまとめたものです。

緊急避難的に入院する等の時に役立ちます。人工呼吸器の設定内容等が変更した場合は、かかりつけ医や訪問看護ステーション等に声をかけて、更新してもらいましょう。

患 者 氏 名		性別	男性 ・ 女性							
生 年 月 日	T . S . H	年	月	日	生	歳				
住　所	〒（電話）									
診　断　名										
合　併　症										
主　治　医	専門医	医療機関名 医師名（電話）								
	かかりつけ 医	医療機関名 医師名（電話）								
今までの経過	発症：　　 年 月 人工呼吸器装着： 年 月									
服薬中の薬										
基　礎　情　報	身長				cm	体重				kg
	血圧				/ mm Hg	体温				℃
	脈拍				回／分	SOP2	% ～ %			
コミュニケーション	会話 筆談 文字盤 意思伝達装置 その他()									
	具体的に記載（YES/NO サイン等）									
医療処置情報										
人工呼吸器	機種名 ()									
	☐ 気管切開で使用(TPPV) ☐ マスクで使用(NPPV)									
	☐ 量規定(VCV)					☐ 圧規定(PCV)				
	換気モード					換気モード				
	1 回換気量()ml／分					IPAP()		EPAP()		
	PS()		PEEP()			吸気圧()		PS() PEEP()		
	呼吸回数()回／分					呼吸回数()回／分				
	吸気時間又は吸気流量()					吸気時間()				
	人工呼吸器装着時間 ： ☐ 24 時間 ☐ 夜間のみ ☐ その他()									
酸 素 使 用	☐ あり()L /分 ☐ なし ☐ その他()									
気 管 切 開	カニューレ製品名() サイズ() カフエア量()ml									
吸　引	☐ 気管内 ☐ 鼻腔内 ☐ 口腔内 *特記事項()									

栄 養	☐ 経口	
	☐ 胃ろう・腸ろう	☐ 経鼻カテーテル
	製品名()	サイズ()
	栄養剤商品名()	1日の総カロリー()kcal
	☐ その他 ()	
膀胱留置カテーテル	☐ あり (サイズ) ☐ なし	
その他特記事項		
記入者：所属	職種	氏名 記入日 年 月

【作成の手引】

◆緊急時の医療情報連絡票（在宅人工呼吸器使用者用）

災害時は、通常の訪問医療者（かかりつけ医や訪問看護ステーション等）の支援を受けられない、緊急避難的に入院する等の可能性が生じる。そのような場合に備え、必要な医療情報を記入しておく。

災害時以外にも旅行等の外出時に携帯すると緊急時に対応できる。

項目	記入上の注意点等
診断名	・主たる診断名（人工呼吸療法が必要となった疾患名）を1つ記入する。
合併症名	・生命や健康問題に影響が大きいと考えられる疾患名を記入する。 ・記入欄が足りない場合は下段の「その他の特記事項」欄を使用する。
主治医	・専門医は病状が悪化し、入院加療などが必要な場合の病院担当医師 ・かかりつけ医は自宅へ定期的に訪問診療を行う医師
今までの経過	・人工呼吸器装着は、現在の使用方式（気管切開かマスク使用か）の開始時期を記入する。 ・マスク使用から気管切開に移行した場合は、その期日を欄内余白に記入する。 ・その他経過中に発生した重要な経過内容も余白に記入する。
服薬中の薬	・内服薬の他にインスリン注射薬や気管支拡張剤のテープ等重要な薬を記入する。 ・薬局から渡される説明書をこの連絡表と一緒に保管しておく。
基礎情報	・状態変化を早期に発見するために必要な情報
コミュニケーション	・コミュニケーションの方法を○で囲む。「具体的に記載」欄に普段の方法を記入する。
医療処置情報	
*人工呼吸器の設定内容・値は正確に伝達することが重要なため、設定内容のパネルや作動中のモニターパネルを撮影して、この連絡表と一緒に保管するとよい。	
人工呼吸器	※各設定項目はすべてあるとは限らない。人工呼吸器の機種により、違

	<u>いがあるので、使用中の人工呼吸器に表示されている設定値を記入する。</u> • 量規定の場合は換気モード名を記入し、1回換気量以下は設定値を記入する。 • 圧規定の場合は換気モード名を記入し、IPAP、EPAP 以下は設定値を記入する。 • 人工呼吸器装着時間で「日中2時間位外せる」等の情報はその他（ ）内に記入する。
酸素使用	• 「夜間のみ使用」などの情報はその他の（ ）内に記入する。
気管切開	• 気管カニューレのカフエアは、カフ圧での管理が推奨されているが、緊急時にカフ圧計を用意できないことを考慮して、適正なカフ圧にした場合の「カフエア量」を記入する。
吸引	• 「出血しやすいので吸引圧を下げて吸引する」などの注意事項を、特記事項（ ）内に記入する。
その他特記事項	• 特定の薬剤や消毒薬などに<u>アレルギーがある</u>、時に<u>血圧や脈拍などの変動が大きい</u>等医療情報として伝達が必要と思われる内容を記入する。

【資料2】福祉避難所受入対象候補者状況チェック表

避難所 ⇒ 災対福祉保健部

福祉避難所受入対象候補者状況チェック表（表紙）

年 月 日

福祉避難所受入対象候補者について、以下のとおり報告いたします。

指定避難所名		
候補者人数	人	
担当連絡先	氏名	
	電話	
	FAX	

避難所 ⇒ 災対福祉保健部

福祉避難所受入対象候補者状況チェック表（個人）

氏名	住所			電話番号
生年月日	年齢	性別	【医療機関、服薬等】	
介助者	続柄	住所	電話番号	

★「特別な配慮」又は「集団生活への支障」を考慮して選択する。

1	移動	避難所内での移動に困難がある	ない	ある
2	食事	避難所内での食事摂取に困難がある	ない	ある
3	排泄	避難所内での排泄に困難がある	ない	ある
4	攻撃的行為	他人に暴力をふるう	ない	ある
5	自傷行為	自殺を図る、自ら自分の体を傷付ける	ない	ある
6	幻覚・妄想	実際に無いものが見えたり、聞こえたりする	ない	ある
7	盗癖	他の人のものを盗む、勝手に持ってくる	ない	ある
8	火の扱い	火をいたずらする、不始末がある	ない	ある
9	徘徊	目的もなく、又は無意識に動き回る	ない	ある
10	興奮・パニック	泣いたり笑ったり、感情が不安定で衝動的な行動がある	ない	ある
11	不潔行為	排泄物（糞尿）を触る、まき散らす	ない	ある
12	被害的	実際には盗られていないものを取られたと訴える	ない	ある
13	不眠・昼夜逆転	夜間眠らない、又は昼夜逆転している	ない	ある
14	大声を出す	周囲に迷惑となるような大声を出す	ない	ある
15	破壊行為	物や衣服を壊したり、破いたりする	ない	ある
16	強いこだわり	特定のものや人に対する強いこだわりがある	ない	ある
17	突発的行為	突然走り出したり、抱きついたりする	ない	ある
18	不安・緊張	他の人と交流することができない、引きこもってしまう	ない	ある
合計数				

【特記事項】（身体面や精神面、医療に関する状況要介護度や障害者手帳の等級、本人独自のコミュニケーション方法等を記載する。）

ご本人又はご家族の希望	ある・なし	優先度	A・B・C
-------------	-------	-----	-------

【資料3】福祉避難所状況報告書

福祉避難所 → 災対福祉保健部

福祉避難所状況報告書

〔福祉避難所名〕

年 月 日、 時 分 記入

開設日時	年 月 日 午前・午後 時 分														
閉鎖日時	年 月 日 午前・午後 時 分														
☐ 第1報（参集後） ☐ 第2報（開設時） ☐ 第 報（開設後）															
発信者名						役 職 名									
発信日時	年 月 日 午前・午後 時 分														
市災害対策本部	受信者名														
	受信日時		年 月 日 午前・午後 時 分												
	受信手段														
	受信先番号														
周辺状況	建物安全確認		未 実 施 ・ 安 全 ・ 要 注 意 ・ 危 険												
	人命救助		不 要 ・ 必 要（約 人） ・ 不 明												
	延焼		・ 延焼中（約 件） ・ 大火の危険												
	土砂崩れ		未発見 ・ あり ・ なし ・ 警戒中												
	ライフライン		断 水 ・ 停 電 ・ ガス停止 ・ 電話不通												
	道路状況		通行可 ・ 片側通行 ・ 通行不可												
	建物崩壊		ほとんどなし・あり（約 件） ・ 不明												
要配慮者受入れ可否				可 ・ 不 可 （可の場合受入れ可能人数 人）											
要配慮者利用状況				その他（ ）											
区分	男	女	合計	内	高齢者		障がい者		妊産婦	乳幼児		外国人		その他	
人数	人	人	人	訳	男	女	男	女	女	男	女	男	女	男	女
緊急を要する事項（具体的に箇条書き）															
.....															
.....															
参 集 し た 市 職 員															
参集した施設管理者等															
その他の参集者															
															

【資料4】福祉避難所（建物）立ち入り前の安全確認チェック表

福祉避難所（建物）立ち入り前の安全確認チェック表

【調査にあたっての特記事項】

- ☐ このチェック表は、避難所開設の目安として応急危険度判定調査表（鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等用）を参考に判定基準をより簡易にしたものである。実際の応急危険度判定に代わるものではない。
- ☐ チェックは、体育館や校舎等建物が異なるごとにそれぞれ確認する。
- ☐ 建物が「使用不可」と思われる場合は、施設内には立ち入らない。
- ☐ 「要注意」が2つ以上確認された場合は、「使用不可」とする。
- ☐ 一度の調査で済ませず、定期的に（特に余震の後など）調査する。

1 火災の延焼危険確認

(1) 近隣に火災が発生しているか。

- ☐ 火災なし 2へ
- ☐ 火災延焼中 (2)へ

(2) 消火の見込みはあるか。

- ☐ 消火見込みあり 2へ
- ☐ 延焼拡大の可能性あり (3)へ 消火活動や延焼防止活動（周辺の建物に水をかける、燃えやすいものを離すなど）を行う。

(3) 火災現場からの風向きは避難所に対してどの位置にあるか。

- ☐ 風上：延焼危険なし 2へ ※風向きの変化に注意
- ☐ 風下（煙が避難所側に向かってくる。） 延焼危険あり ⇒ 建物使用不可

※消火活動を行うとともに風上へ移動する。（ただし、火災現場から避難所までの間に河川や8m以上の道路、密度の高い植栽や広場がある場合は焼け止まる可能性もある。）

2 避難所の建物外観及び隣接した建物の異常の確認

(1) 避難所と避難所に隣接した建物の外観を確認する。

- ☐ 建物の全体や一部の崩壊・落階が見られる 使用不可
- ☐ 建物の全体や一部の著しい傾斜が見られる 使用不可
- ☐ 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれが確認できる 使用不可

※「隣接した建物」とは、倒壊した場合に避難所に影響をおよぼす危険のある建物を指す。（倒壊危険のあるエリアは、その建物の高さの範囲である。）

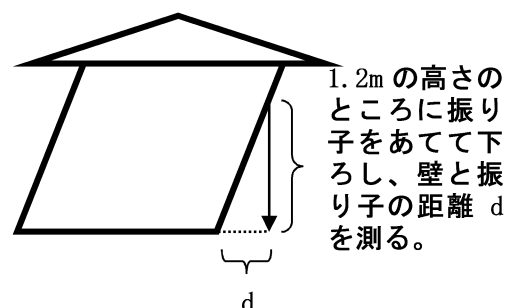
(2) 建物全体が沈下していないか。

- | | | |
|-----------------------------------|-------|------|
| ☐ 1 m以上沈下 | | 使用不可 |
| ☐ 20cm～1 m | | 要注意 |
| ☐ 0～20cm | | 危険なし |

(3) 建物全体が傾斜していないか。

※ 傾斜レベルの測り方：建物外壁の傾斜した側で、地上から 1.2mの高さの位置に、振り子等をあてて真下に下ろし、壁から振り子までの距離 d を測ることで、おおよその判断を行う。

- | | | |
|----------------------------------|-------|--------|
| ☐ 6cm 以上 | | 建物使用不可 |
| ☐ 2cm～6cm | | 要注意 |
| ☐ 0～2cm | | 危険なし |



3 避難所に影響を及ぼす周辺地域の安全確認

(1) 周辺でガスの匂いが充満していないか。

- | | | |
|---|-------|-------------------------|
| ☐ ガス臭あり | | ガス漏れ箇所が確認され、換気されるまで使用不可 |
| タバコ、炊き出し、ロウソクの点火等火気の使用は禁止し、ガスの元栓を閉める。 | | |
| ※プロパンガスの場合：空気より重いため下部に留まる性質がある。実際のガス漏れ箇所は、より風上の高所である可能性がある。 | | |
| ※都市ガスの場合：空気より軽いので拡散するが、十分な換気が必要である。 | | |

☐ ガス臭なし (2)へ

(2) 建物の周囲で、崩壊の危険のある傾斜地等はあるか。

- | | | |
|------------------------------------|-------|---|
| ☐ 地盤崩壊の危険あり | | 崩壊範囲を想定し、立入禁止エリアとする。
降雨が見込まれる場合は、ブルーシートを被せ、土のう等で押える。 |
| ☐ 地盤崩壊の危険なし | | 4へ |

4 建物内部の被害を目視で確認

※ 2で「使用不可」となった建物は立入禁止

※ 2で「要注意又は危険なし」となり、建物内部の確認をするときには、ヘルメット等を着用する。

※ 内部の目視は、各階ごとに確認する。

(1) 縦方向に歪みや破壊が見られるか。

上階を支える力がない可能性があり。

- ☐ 柱が高さ方向
に変形している 使用不可
- ☐ サッシ等の開
閉部が曲がって
いる 使用不可
- ☐ 床が沈下して
いる 使用不可

(2) 柱や壁が損傷しているか。

- ☐ 柱や壁のひび割れが2mm を
超え、鉄筋が露出している 使用不可
- ☐ 比較的大きなひび割れが生じ
ているが、幅は2mm 以下であ
り、コンクリートの剥離は極め
てわずかである 危険なし

5 落下危険物・転倒危険物の確認

※以下は、避難所の開設の可否に影響を与えるものではないが、見落とすと大きな事故につながるおそれがある。

危険物が確認され次第、撤去するか立入禁止区域とする。

(現状で大丈夫のように見えても、余震や風雨、避難者の接触等の状況も想定する。)

- ☐ 窓枠・窓ガラス
- ☐ 外装材・看板・機器類
- ☐ 屋内階段
- ☐ 化学薬品や燃料の保管状況の確認等
- ☐ 避難経路となるような学校周辺の塀や門扉に倒壊危険があれば通行止めとする。
- ☐ その他

以上が確認でき、建物内への受入れが可能

【資料5】福祉避難所開設要請書

災対福祉保健部 ⇒ 福祉避難所

様

福祉避難所開設要請書

福祉避難所の開設及び設置運営について、次のとおり要請します。

施設名称	
開設日	年 月 日（ ）から
備考	

狛江市長

【資料6】福祉避難所避難者受入要請書

市災害対策本部 ⇒ 福祉避難所

福祉避難所避難者受入要請書

施設名

施設管理者 様

粕江市長

次のとおり福祉避難所として避難者を受け入れていただくようお願いします。

要請日時	月 日 () 午前・午後 時 分												
要請担当者	担当 班 氏名 () 電話 — FAX —												
受入要請者数	<table> <tr> <td>高齢者</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>障がい者</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>妊産婦</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>乳幼児</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>同行者</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>人</td> </tr> </table>	高齢者	人	障がい者	人	妊産婦	人	乳幼児	人	同行者	人	合計	人
高齢者	人												
障がい者	人												
妊産婦	人												
乳幼児	人												
同行者	人												
合計	人												
受入開始希望日時	月 日 () 午前・午後 時 分以降												
特記事項													

【資料 7】福祉避難所避難者個別名簿

福祉避難所避難者個別名簿

NO.			
入居年月日	月 日	退去 日	
フリガナ			
氏名			
フリガナ			
同伴者氏名			
住所	狛江市 町 丁目 ー		
緊急連絡先 (連絡可能な電話番号)	ー ー		
生年月日	明治・大正 昭和・平成 年 月 日 (歳)	性別	男・女
対象区分 (確認できる範囲で記載)	☐ 高齢者 ☐ 介護認定者(要介護 ー ・要支援 ー) ☐ 障がい者 ☐ 身体障がい者(身体障害者手帳 ー 級) ☐ 知的障がい者(愛の手帳 ー 度) ☐ 精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳 ー 級) ☐ 自立支援医療受給者(育成医療、養育医療、精神通院医療) ☐ 難病等(ー) ☐ 妊産婦(妊娠 ー 月/出産予定日 ー 月) ☐ 乳幼児(ー 歳) ☐ その他避難所での生活が困難である者(ー)		
具体的な状況・ 配慮が必要な事項			

【資料 8】福祉避難所別避難者一覧表

福祉避難所別避難者一覧表

【福祉避難所名：】

世帯 NO	本人	同行 者	氏名	フリガナ	性別	生年月日	住所	番地	電話番号	携帯電話番号	入居日	退去日	備考
12	○		(例) 粕江太郎	ヨシタロウ	男	S48.1.1	和泉本町	1-1	3430-1111	090-9999-1111	4/1	/	
12		○	(例) 粕江花子	ヨシタナ	女	MT SH		-	-	-	/	/	
						MT SH		-	-	-	/	/	
						MT SH		-	-	-	/	/	
						MT SH		-	-	-	/	/	
						MT SH		-	-	-	/	/	
						MT SH		-	-	-	/	/	
						MT SH		-	-	-	/	/	
						MT SH		-	-	-	/	/	
						MT SH		-	-	-	/	/	

【資料 9】災害時の衛生管理の方法

災害時の衛生管理の方法

1 感染症予防のポイント

(1) 換気

避難所では、狭い空間で多くの人が生活するため、空気がよどみがちになります。同室の人と話し合い、定期的に空気の入れ替えをしましょう。

(2) 清掃

ア 避難所では掃除機などを使うことは困難な場合があります。

イ 新聞紙を細かくちぎって、水をぬらして床へ撒き、ホコリがたたないようにして 1 日 1 回は清掃しましょう。

(3) マスクの着用

風邪などの感染症予防のため、マスク（ハンカチでも代用可）でのどの保護をしましょう。せき・くしゃみの際にはハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から 1 メートル以上離れましょう。

(4) 手洗い

ア 感染症予防には手洗いが一番ですが、災害時には水の確保が困難です。作業時の手袋の着用は手の汚れと怪我を同時に防いでくれます。

イ 消毒用アルコールが配給された場合には、使用を周知しましょう。

ウ 手や体を清潔に保てるよう避難用品の中にウェットティッシュを入れておくとういでしょう。

(5) ゴミ

ア ゴミは、決められた場所に分別して収集しましょう。

イ ゴミの処理が不適切だとハエなど害虫の発生につながります。決められた場所に分別して、ビニール袋に入れ、廃棄しましょう。

(6) 消毒

感染症を予防するためには、トイレやゴミの集積場、また、吐物などで汚染された場所の消毒が重要です。

(7) トイレ

ア トイレ利用のルールを作り、みんなで守りましょう。

イ 当番を決めて、定期的に清掃・消毒を実施しましょう。

2 消毒液の作り方

家庭にある塩素系漂白剤を利用し、消毒液を作ることができます。一般的な家庭用の塩素系漂白剤の塩素濃度は、5～6%です。

【消毒液の調製の注意点】

○塩素系の漂白剤は、酸性の物質と混ぜ合わせると塩素ガスが発生し、大変危険です。

絶対に酸性の物質と混ぜ合わせないでください。

○調製時には、必ずゴム手袋を着用してください。

【消毒液の濃度（約 1,000ppm）】

【用途】

嘔吐物・糞便が付着した床、衣類の漬け置き

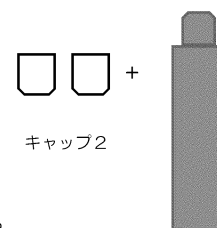
【消毒液の作り方】

①キャップ2杯分の塩素系（約 10ml）を 500ml のペットボトルに入れます。

②水を肩口まで入れ、50 倍の水溶液を作ります。

③キャップを閉めて、よく振り混ぜます。

- ・できあがった消毒液をジョーロなどに入れ、汚染された場所にまいた後、ふき取ります。
- ・汚染した衣類等は、消毒液に漬け込んだ後で選択します。
- ・作業時はマスク（ハンカチ可）などを着用してください。



【消毒液の濃度（約 200ppm）】

【用途】

まな板、ふきん等の食器・器具、トイレの便座、ドアノブ、手すり、床等

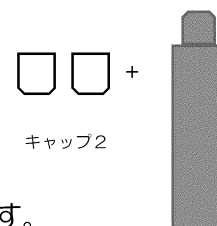
【消毒液の作り方】

①キャップ2杯分の塩素系（約 10ml）を 2 l のペットボトルに入れます。

②水を肩口まで入れ、250 倍の水溶液を作ります。

③キャップを閉めて、よく振り混ぜます。

- ・食器・器具類：消毒液に 10 分程度漬け込んだ後水洗いします。
- ・まな板など：ティッシュ等に消毒液を含ませて消毒します。
- ・ドアノブ・テーブル等：消毒液を染み込ませたタオル等で拭きます。



間違って飲まないようペットボトルの取り扱いには注意しましょう。
ペットボトルには、消毒液・飲用不可等の表示をしっかり！！

【資料 10】要配慮者の特徴と配慮事項

要配慮者の特徴と配慮事項

No	区分	避難行動の特徴	日頃から配慮しておきたい主な事項
1	一人暮らしの高齢者	体力が衰え、運動機能が低下し、自力での行動に支障を来す場合もある。	情報を伝達し、救助、避難及び誘導してくれる人を確保しておく。
2	ねたきり等要介護高齢者	・自力で行動することができない。 ・危険情報を発信することが困難である。	・車いす（電動車いすを除く。）、ストレッチャー、担架、リアカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 ・医療機関との連絡体制を確立しておく。
3	認知症の人	・自分で危険を判断し、行動することが難しい。 ・危険情報を発信することが困難である。	・避難及び誘導してくれる人を確保しておく。 ・医療機関との連絡体制を確立しておく。
4	視覚障がい者	視覚による異変・危険の察知が不可能な場合又は瞬時に察知することが困難な場合が多く、単独では、素早い避難行動がとれない。	・音声により周辺の状況を説明する。 ・安全な場所へ誘導してくれる人を確保しておく。
5	聴覚障がい者 言語障がい者	・音声による避難及び誘導の指示が認識できない。 ・視界外の異変及び危険の察知が困難である。 ・自分の身体状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	・文字、光、色等の視覚による認識手段を提供する。 ・筆談が可能となるよう常時筆記用具を携帯する。
6	肢体不自由者	・装具、車いす、杖等を利用しなければ移動できない場合がある。 ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 ・自力で行動ができず、コ	・車いす（電動車いすを除く。）、ストレッチャー、担架、リアカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 ・医療機器を使用している

		コミュニケーションが困難なこともある。	場合は、次項の「難病患者」「在宅人工呼吸器使用者」の項を参照。
7	内部障がい者 難病罹患者	・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 ・常時使用する医療機器（機器によっては電気、酸素ボンベ等が必要）、薬、ケア用品等を携行する必要がある。	・車いす（電動車いすを除く。）・ストレッチャー、担架、リアカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 ・外見では分からない障がいであることを周知する。 ・医療機関との連絡体制を確立しておく。 ・薬、ケア用品、電源等を確保しておく。
8	人工呼吸器使用者 （24 時間使用者）	・素早い避難行動が困難である。 ・人工呼吸器、吸引機等常時使用する医療機器の予備電源、蘇生バッグ、薬、ケア用品等を携帯する必要がある。	・車いす（電動車いすを除く。）、ストレッチャー、担架、リアカー等の移動用具と支援者（4人以上）を確保しておく。 ・在宅療養が困難となった場合の入院先について相談しておく（「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」18 頁参照）。 ・薬、ケア用品、電源等を確保しておく。
9	知的障がい者	異変及び危険の認識が不十分な場合や発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合がある。	安全な場所に誘導し、精神的に不安定にならないように対応できる人を確保しておく。
10	精神障がい者	・発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。	・精神疾患の症状は人により様々であり、本人及び支援者が症状等の情報を周囲に伝えられるようにしておくことが必要であ

		• 普段から服薬している薬を携行する必要がある。	る。 • 極力、服薬の中断を来たさないようにし、本人及び援護者は服薬に関する情報（薬の名称や服薬のタイミング等を知っていることが必要である。 • 医療機関との連絡体制を確立しておく。
11	乳幼児	• 危険を判断し、行動する能力はない。 • 4～5歳を過ぎれば自己対応能力が備わってくる。	• 保護者側の災害対応力を高めておく必要がある。 • 自分で自分の身を守る方法を習得させる。
12	妊産婦	行動機能が低下しているが、自力で判断し、行動することはできる。	避難及び誘導してくれる人を確保しておく。

「災害時要援護者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）」を一部変更

【資料 11】プランの策定体制等について

【狛江市避難行動要支援者支援検討委員会検討内容】

回	開催年月日	検討内容
第1回	平成 28 年 9 月 28 日	狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプラン骨子の検討
第2回	平成 29 年 1 月 10 日	狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプラン素案の検討
第3回	平成 29 年 2 月 20 日	狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプラン案の決定

【狛江市避難行動要支援者支援検討委員名簿】

選出区分	氏名	所属
市職員（委員長）		地域福祉課長
市職員（副委員長）		安心安全課長
狛江市民生委員・児童委員協議会の代表者	鈴木 茂	狛江市民生委員・児童委員協議会副会長
狛江市社会福祉協議会の職員	小林 万佐也	狛江市社会福祉協議会 事務局長
地域包括支援センターの職員	小楠 寿和	地域包括支援センター支援員
町内会・自治会又はマンション等管理組合の代表者	佐藤 英一	駒井町会長
調布警察署の職員	原 真一	警視庁調布警察署警備課長
狛江消防署の職員	藤森 秀紀	東京消防庁狛江消防署警防課長
東京都多摩府中保健所の職員	飯嶋 智広	東京都多摩府中保健所保健対策課長
市内福祉施設関係者	大仁田 妙子	社会福祉法人 足立邦栄会（ボンテ）狛江エリア統括所長
	石黒 昌和	社会福祉法人 狛江福祉会 こまえ苑 総務課長
市職員	片岡 晋一	地域活性課長
	小川 正美	福祉相談課長
	浅見 文恵	高齢障がい課長
	小町 達	健康推進課長

	宗像 秀樹	学校教育課長
	平林 哲郎	公民館長
その他市長が必要と認める者	伊藤 聡子	狛江市障害者団体連絡協議 会 会長

刊行物番号H28-83

狛江市避難行動要支援者支援
及び
福祉避難所設置・運営
に関するプラン

発行 狛江市

編集 狛江市福祉保健部地域福祉課

〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号

電話 03-3430-1111（代）

頒布価格 120円

